

令和4年度

事業概要



広島県西部厚生環境事務所呉支所

広島県西部保健所呉支所

目 次

[第1部] 概 況

1	管内の概況	1
2	管内図	2
3	市町別主要指標	3
4	行政組織・業務の内容	4
	(1) 組織構成図	
	(2) 沿革	
5	常設の相談等の実施計画	5

[第2部] 主要事業の概要

1	地域保健福祉対策	6
	(1) 保健・医療・福祉対策	
	(2) 人材の確保及び育成・資質の向上	
2	がん対策	6
3	身体障害者福祉対策	6
4	母子・父子・寡婦福祉対策	6
5	医療対策	6
	(1) 呉地域保健医療計画の推進	
	(2) 地域医療構想の推進	
	(3) 医療施設対策	
	(4) 救急医療対策	
6	地域支援対策（地域包括ケアの推進）	8
7	災害対策	8
8	健康増進・栄養改善対策	8
	(1) 健康増進	
	(2) 栄養改善	
9	健康被害に関する対策	9
10	感染症対策	9
	(1) 感染症対策	
	(2) 結核対策	
	(3) エイズ予防対策	
	(4) 梅毒対策	
	(5) 肝炎対策	

1 1	精神保健福祉対策	10
	(1) 医療対策	
	(2) 精神保健対策の推進	
	(3) 心神喪失者等医療観察法に基づく社会復帰への支援	
1 2	難病対策等	11
	(1) 指定難病患者及び小児慢性特定疾病の医療費助成事業	
	(2) 難病相談事業	
	(3) 重症難病患者地域支援事業	
1 3	母子保健対策	11
	(1) 心身障害児支援	
	(2) 不妊検査費助成事業	
	(3) 不妊治療支援事業	
1 4	食品衛生対策	12
	(1) 監視指導	
	(2) 食中毒予防対策	
1 5	生活衛生対策	12
1 6	薬事対策	13
	(1) 医薬品等対策	
	(2) 毒物・劇物対策	
	(3) 麻薬・向精神薬・覚醒剤・大麻・けし対策	
	(4) 献血の推進	
1 7	環境保全対策	14
	(1) 大気汚染防止対策	
	(2) フロン対策	
	(3) 水質汚濁防止対策	
	(4) 化学物質対策	
	(5) 地球温暖化対策	
	(6) 環境教育・学習の推進	
1 8	廃棄物対策	15
	(1) 産業廃棄物対策	
	(2) PCB対策	
	(3) 自動車リサイクル対策	

[第3部] 資料

管内の状況一覧	17~18
---------	-------

地域保健福祉対策	19~20
----------	-------

(1) 保健福祉関係学生の実習受入れ状況	
----------------------	--

- (2) 市町の職員に対する研修・指導の状況
- (3) 圏域地域保健対策協議会の状況

身体障害者等福祉対策	21
【ろうあ者専門相談員の相談指導状況】	
母子・父子・寡婦福祉対策	22
【福祉資金の貸付状況】	
医療対策	23
(1) 病院・診療所の状況	
(2) 立入検査及び使用許可件数	
健康増進・栄養改善対策等	24~26
(1) 給食施設等の指導状況	
ア 施設数及び指導状況	
イ 施設別指導状況	
(2) 健康増進法及び食品表示法（保健事項）に基づく食品表示の相談・指導状況	
ア 相談状況	
イ 指導状況（違反事例）	
(3) 健康増進事業実施状況	
ア 健康診査	
イ 健康診査以外の事業実績（健康教育，健康相談，訪問指導）	
(4) 健康生活応援店の状況	
(5) 食育圏域連絡会議開催状況	
感染症対策	27~32
(1) 感染症発生状況	
(2) 結核の状況	
ア 結核患者登録状況	
イ 結核患者新規登録状況	
ウ 年齢階級別新規登録患者数	
エ 結核健康診断の実施状況	
オ 市町別家庭訪問指導状況	
(3) 感染症発生に伴う指導状況	
(4) 新型インフルエンザ等対策の連絡会議開催状況	
(5) エイズ相談及び HIV 抗原抗体検査・梅毒検査の状況	
(6) 健康教育実施状況	
(7) 肝炎相談件数，肝炎ウイルス検査の実施状況，肝炎治療受給者証の交付	

状況及び肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者症の交付状況

- ア 肝炎相談件数
- イ 肝炎ウイルス検査実施状況
- ウ 肝炎治療受給者証交付状況

歯科保健対策 33

- (1) 訪問指導等の状況
- (2) 相談事業の状況
- (3) 市町指導・支援の状況

精神保健福祉対策 34~38

- (1) 精神障害者入院形態別患者数及び通院等の状況
- (2) 精神障害者保健福祉手帳の所持状況
- (3) 組織育成支援状況
- (4) 相談指導実施状況
- (5) 家庭訪問指導状況
- (6) 個別事例検討会
 - ア ガイドラインに基づく措置入院者の退院支援に関する事例検討会
 - イ ガイドラインに基づく精神科病院入院者（措置以外）の退院支援に関する事例検討会
 - ウ その他事例検討会
- (7) 普及啓発・人材養成実施状況
 - ア 自殺対策
 - イ その他の精神保健福祉対策

難病対策等 39~51

- (1) 特定医療費（指定難病）の承認状況
- (2) 特定疾患治療研究事業の承認状況
- (3) 小児慢性特定疾病医療費助成の状況
- (4) 長期療養児療育相談指導の実施状況
 - ア 訪問指導等の状況
 - イ 相談事業の状況
- (5) 相談事業の実施状況
- (6) 電話相談及び面接相談等の状況
- (7) 家庭訪問指導の状況
 - ア 指定難病
 - イ 小児慢性特定疾病
- (8) 患者・家族に対する学習会の実施状況
- (9) 在宅療養支援計画策定・評価会議の開催状況
- (10) アレルギー疾患相談事業等実施状況

- ア 相談開催回数
- イ 対象者
- ウ 連絡協議会等開催状況（研修会実施を含む）
- (11) アスベスト相談状況
 - ア 相談件数（実受付件数）
 - イ 相談内容
- (12) 森永ひ素ミルク患者対策
 - ア 相談等状況件数
 - イ 連絡会議等開催状況

母子保健対策 52

- (1) 特定不妊治療費助成の申請状況
- (2) 不妊検査費等助成の申請状況
- (3) 先天性代謝異常等検査結果指導状況

食品衛生対策 53~60

- (1) 施設数の状況
 - ア 旧食品衛生法に基づく許可を要する施設数
 - イ 改正食品衛生法に基づく許可を要する施設数
 - ウ 改正食品衛生法に基づく届出を要する施設数
 - エ 旧食品関係条例対象施設数
- (2) 食品衛生監視指導計画及び実施状況
- (3) 食品衛生監視指導状況
 - ア 旧食品衛生法に基づく許可を要する施設に対する監視指導状況
 - イ 改正食品衛生法に基づく許可を要する施設に対する監視指導状況
 - ウ 改正食品衛生法に基づく届出を要する施設に対する監視指導状況
 - エ 旧食品関係条例対象施設に対する監視指導状況
- (4) 食品収去検査状況
- (5) 集団食中毒発生状況

生活衛生対策等 61

【狂犬病予防業務の状況】

薬事対策 62~64

- (1) 薬事監視指導状況
- (2) 毒劇物監視指導状況
- (3) 麻薬・覚醒剤立入検査状況
- (4) 医薬品収去検査状況
- (5) 献血状況

環境保全対策	65~68
(1) 公害関係特定施設の状況	
(2) 土壌汚染対策の状況	
(3) フロン排出抑制法 登録事業者登録状況	
(4) 公害苦情事案の取扱状況	
(5) 水質事故事案の取扱状況	
(6) 大気汚染測定項目(常設)一覧表 <光化学オキシダントに係る緊急時措置>	
(7) 環境調査の実施状況	
廃棄物対策	69~73
(1) 一般廃棄物処理施設等立入検査状況	
(2) 産業廃棄物処理業許可等の状況	
(3) 自動車リサイクル法 登録・許可状況	
(4) 産業廃棄物処理施設設置状況等	
(5) 産業廃棄物関係立入指導等状況	
(6) 産業廃棄物に係る協議等	
その他の資料	74
【管内の保健・医療・福祉関係の主要団体等一覧】	

[第1部] 概況

1 管内の概況

(1) 所管区域

呉市及び江田島市の2市を所管している。

(2) 位置, 地勢

管内は、「沿岸部」地域と江田島, 能美島, 倉橋島, 上蒲刈島, 下蒲刈島, 豊島, 大崎下島などの「島嶼部」地域からなり, 面積は約 454km², 人口は約 23 万人である。

気候は瀬戸内海気候独特の温暖少雨で, 連なる島々と海, 山の風光明媚な自然環境に恵まれている。

(3) 交通基盤

道路は, 国道31号・国道185号が東西に横断し, 国道375号・国道487号が南北に縦断して道路網の骨格を形成している。このほか, 高速道路網として広島呉道路(クリアライン)があり, さらに, 平成27年3月15日に, 東広島・呉道路が全線供用開始された。

平成20年11月18日に上蒲刈島(呉市蒲刈町)と豊島(呉市豊浜町)を繋ぐ豊島大橋(愛称:アビ大橋)が開通したことにより, 本土から岡村島(愛媛県今治市)までの芸予諸島を結ぶ7つの橋が全て完成し, 呉市全域が陸路で結ばれている。

また, 平成25年3月27日には, 音戸大橋の交通渋滞の緩和, 円滑な緊急活動や災害時の緊急輸送道路の確保を目的として, 第2音戸大橋が供用開始された。

鉄道は, JR 呉線電車が広島～三原間に運行され, 通勤・通学の重要な交通手段となっている。広島～呉間には快速便が運行されている。

航路は, フェリー, 旅客船等が, 呉市の呉港から四国(松山観光港), 江田島などを結ぶ航路, 豊町の大長・小長港から大崎上島・竹原を結ぶ航路, 江能の各港から広島港を結ぶ航路などで運航されている。

(4) 産 業

呉市臨海部に造船・鉄鋼とその関連産業が多く集積しているほか, 半導体切断やサルベージ, 火薬, 精密測定などの分野で世界的な技術力を誇る企業や筆づくりなどの地場産業の企業も立地している。

島嶼部では, 農水産業のウエイトが高く, 「大長みかん」をはじめとした柑橘類, きく, バラなどの花き類, きゅうり, トマト, ねぎなどの野菜類が, 特産品として生産されている。また, 水産業では, 当管内の生産量が県全体の5割近くを占め, 広島かきの養殖やマダイ, タチウオなどの漁獲量が多い。

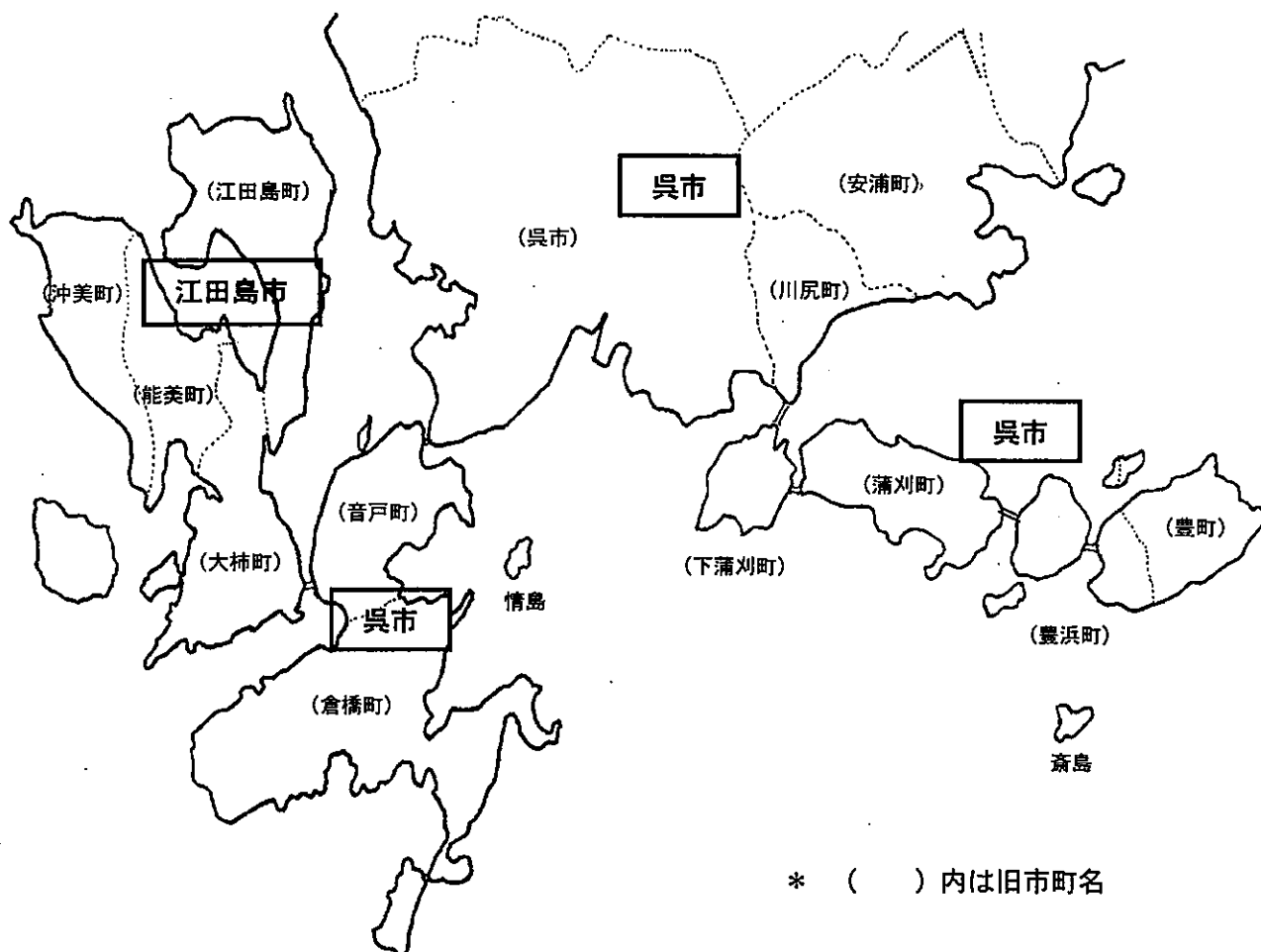
(5) 指定地域の状況

区 分	過疎地域	半島振興 対策地域	離島振興 対策地域
呉 市	△	△	△
江田島市	○	○	△

※ 「△」印は, 一部指定です。

2 広島県西部厚生環境事務所・西部保健所呉支所

【管内図】



3 市町別主要指標

区 分	総 数	呉 市	江 田 島 市
面 積 (K m ²)	453.55	352.83	100.72
世 帯 数	116,336	104,880	11,456
総 人 口	231,235	210,064	21,171
0 ~ 4 歳	6,396 (2.8)	5,942 (2.8)	454 (2.1)
5 ~ 9 歳	8,102 (3.5)	7,563 (3.6)	539 (2.5)
10 ~ 14 歳	9,215 (4.0)	8,601 (4.1)	614 (2.9)
15 ~ 19 歳	9,784 (4.2)	9,143 (4.4)	641 (3.0)
20 ~ 24 歳	10,343 (4.5)	9,607 (4.6)	736 (3.5)
25 ~ 29 歳	9,084 (3.9)	8,429 (4.0)	655 (3.1)
30 ~ 34 歳	9,294 (4.0)	8,490 (4.0)	804 (3.8)
35 ~ 39 歳	10,599 (4.6)	9,725 (4.6)	874 (4.1)
40 ~ 44 歳	12,419 (5.4)	11,375 (5.4)	1,044 (4.9)
45 ~ 49 歳	16,544 (7.2)	15,314 (7.3)	1,230 (5.8)
50 ~ 54 歳	16,130 (7.0)	14,852 (7.1)	1,278 (6.0)
55 ~ 59 歳	13,501 (5.8)	12,367 (5.9)	1,134 (5.4)
60 ~ 64 歳	13,770 (6.0)	12,354 (5.9)	1,416 (6.7)
65 ~ 69 歳	15,434 (6.7)	13,708 (6.5)	1,726 (8.2)
70 ~ 74 歳	22,152 (9.6)	19,681 (9.4)	2,471 (11.7)
75 ~ 79 歳	17,377 (7.5)	15,500 (7.4)	1,877 (8.9)
80歳以上	31,091 (13.4)	27,413 (13.0)	3,678 (17.4)
人 口 密 度	509.8	595.4	210.2
高 齢 化 率	37.2%	36.3%	46.1%

(注1) 面 積…「令和4年1月1日時点全国都道府県市区町村別面積調」(国土交通省国土地理院)

(注2) 世帯数、総人口、年齢別人口…「住民基本台帳年報」(総務省)[令和4年1月1日現在](日本人住民)

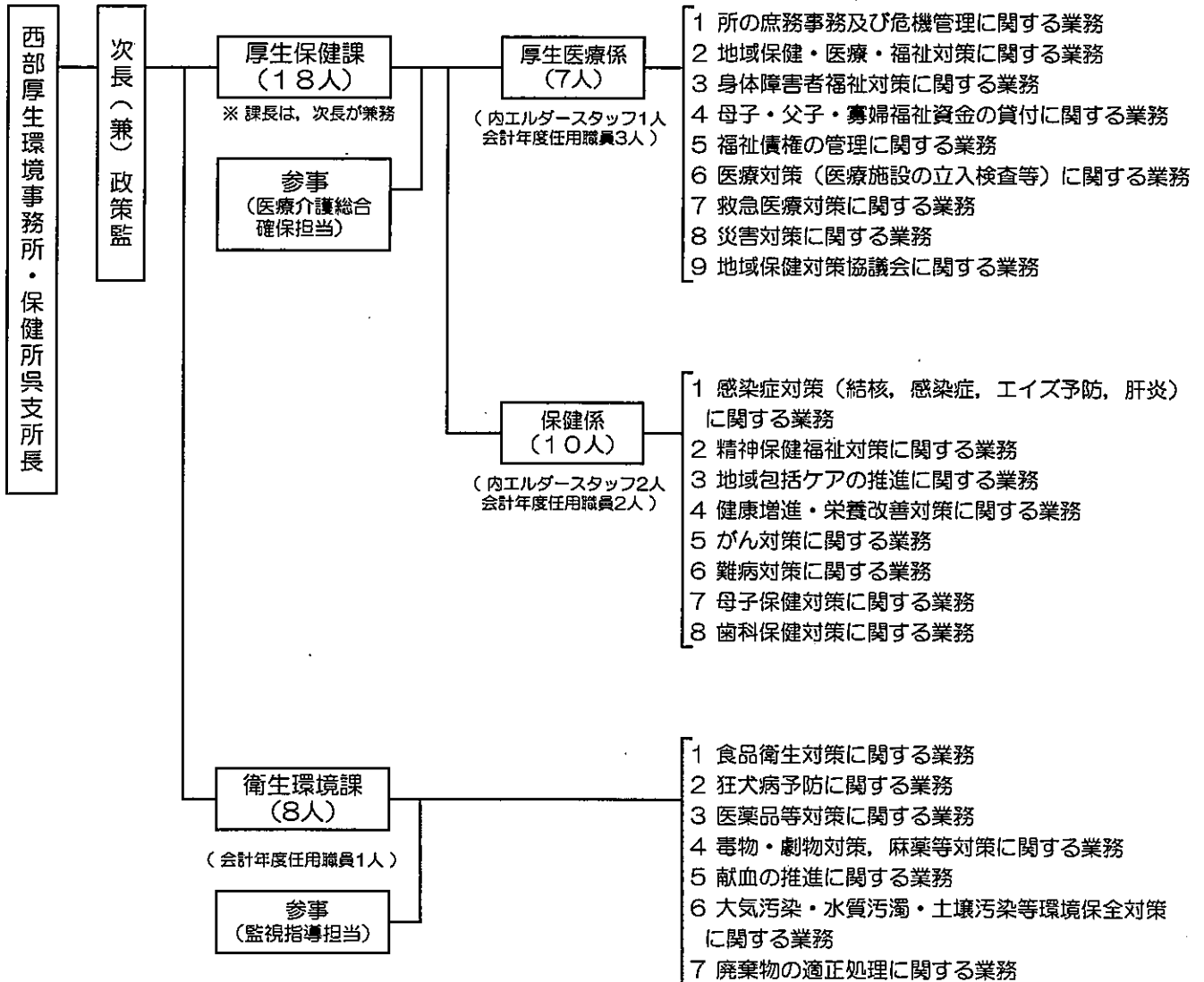
(注3) 総人口年齢区分の下段()は構成比(%)を示す。

(注4) 人口密度…総人口/面積

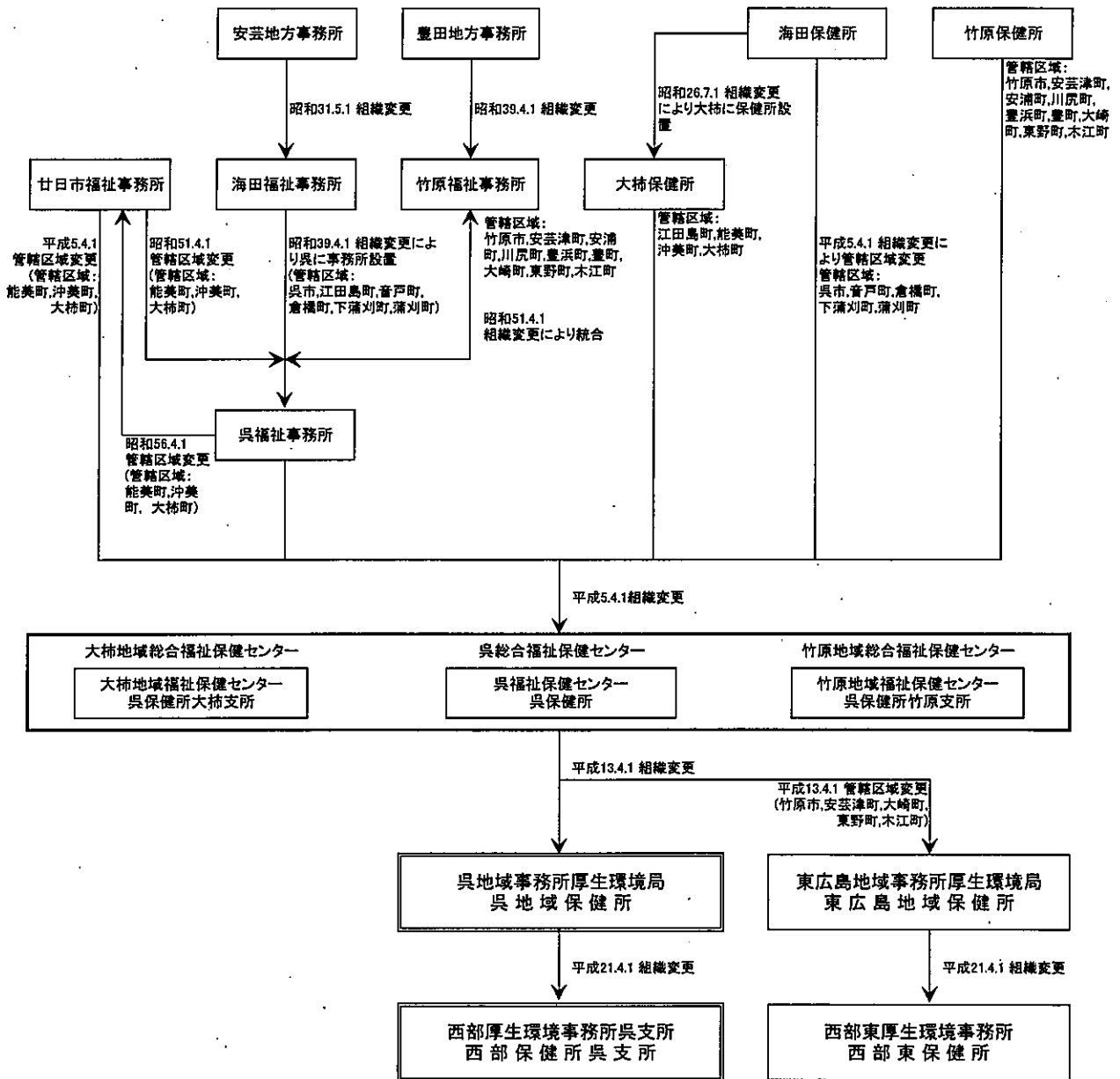
4 行政組織・業務の内容

(1) 組織構成図

(令和4年4月1日現在)



(2) 沿革



5 常設の相談等の実施計画

健康相談日

(令和4年度)

項目	内容	開催日	受付時間	開催場所	備考
エイズ対策	HIV抗原抗体検査・梅毒検査及び相	毎月第3月曜日 (7, 9月は第2月曜日)	9:00 ~ 12:00 (6月は9:00 ~ 16:00)	西部保健所 呉支所	予約制
肝炎対策	肝炎ウイルス検査	毎月第3月曜日 (7, 9月は第2月曜日)	9:00 ~ 12:00	西部保健所 呉支所	予約制
精神保健福祉相談	精神保健	毎月第2金曜日 (5, 8, 2月は第3金曜日)	13:30 ~ 15:00	江田島市	予約制

[第2部] 主要事業の概要

1 地域保健福祉対策

(1) 保健・医療・福祉対策

呉地域保健対策協議会において、地域の保健・医療・福祉の現状、課題、施策等について、行政・保健・医療・福祉関係者が一体となって協議、調査、研究を進め、相互の共通理解・連携の強化を図るとともに、必要な事業を実施し、当地域の保健・医療・福祉活動の充実に努める。

(2) 人材の確保及び育成・資質の向上

保健師、管理栄養士等の人材の確保及び育成のため、実習する学生を受け入れ、指導等を行う。

2 がん対策

「がん対策日本一」の実現に向け、がんによる死亡率の低下に直結する、禁煙や受動喫煙防止の取り組みを推進する。

また、健康増進法の一部を改正する法律により、令和2年(2020年)4月1日から飲食店は原則屋内禁煙が義務化されたため、違反者への指導・助言等を行う。

3 身体障害者福祉対策

ろうあ者専門相談員を設置し、ろうあ者の相談に応じている。

4 母子・父子・寡婦福祉対策

母子・父子家庭及び寡婦の経済的な自立の助成と、生活意欲の助長を図るため、福祉資金の貸付けを行っている。

令和3年度については、母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付実績は無かった。

なお、父子福祉資金は、平成26年10月から制度が創設され、貸付実績は平成27年4月から発生している。

【母子・父子・寡婦福祉資金の貸付実績】

(単位:件,千円)

区分	令和3年度	令和2年度	令和元年度
貸付件数	0	3	6
貸付金額	0	1,632	2,470

※呉市の中核市移行により、平成28年度から呉市の居住者は呉市に申請。

5 医療対策

(1) 呉地域保健医療計画の推進

呉地域保健医療計画に掲げた「5疾病・5事業及び在宅医療」や、地域で特に対策が必要とされる保健医療の提供体制の推進のため、呉地域保健対策協議会の専門委員会等において、その進捗状況を把握・評価するとともに、地域固有の課題解決に向け、改善策を検討する。

特にがん対策、救急医療対策及び在宅医療の3項目については、重点的に課題解決の検討や情報共有などに努めていく。

(2) 地域医療構想の推進

平成28年3月に策定された広島県地域医療構想について、地域の関係者からなる協議の場である呉地域医療構想調整会議及び病床を有する医療機関で構成する病床部会を開催し、構想を推進する。

(3) 医療施設対策

医療施設における適正な医療を確保するため、病院及び診療所を対象に医療法第25条に基づく立入検査を実施し、医療従事者の確保、構造設備及び管理体制等について指導を行う。

新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み、令和2年度の検査については、原則中止とした。

また、令和3年度の検査については、医療機関が書面（自主点検表（病院分））により行った自主点検をもって、立入検査に変えた。

【医療施設立入検査の実施状況】

(単位:施設)

区 分	令和3年度	令和2年度	令和元年度
病 院	自主点検4	1	4
有床診療所	0	0	1
人工透析実施施設	0	0	1
無床診療所	0(うち, 歯科 0)	0(うち, 歯科 0)	3(うち, 歯科 2)
計	自主点検4	1	9

(4) 救急医療対策

ア 救急医療の連携強化等

救急医療機関、消防、行政などの連携強化等を図るため、呉地域保健対策協議会の救急医療専門委員会において、救急医療体制の現状を把握するとともに改善策等を協議する。

イ 初期救急医療体制

比較的症状の軽い患者で外来診療によって対応する医療については、次表のとおり、「休日夜間急患センター」「小児初期救急センター」「在宅当番医制」「口腔保健センター」によって実施されている。

【呉圏域における初期救急医療体制】

区 分	夜 間	休日・祝日の昼間
内科・小児科等	○呉市医師会内科夜間救急センター 平日(月曜～土曜)19:30～23:00 ○呉市医師会小児夜間救急センター (毎日)19:00～23:00	○呉市医師会休日急患センター 内科・小児科・外科 9:00～18:00 ○在宅当番医 (呉市医師会, 安芸地区医師会, 佐伯地区医師会)
歯科	—	○呉市歯科医師会呉口腔保健センター 9:00～15:00

ウ 二次救急医療体制

入院治療を必要とする重症患者に対応する医療機関として、「病院群輪番制」を基本に、救急告示医療機関も含め、体制が確保されている。

- 病院群輪番制病院として、3病院(中国労災病院, 呉共済病院, 済生会呉病院)が整備されている。この3病院と呉医療センターを加えた4病院が、毎月、「二次救急医療体制(診療科目別)」を組むことにより、協力・連携して救急医療を行っている。

なお、小児科及び産婦人科については、周産期母子医療センターである呉医療センターと中国労災病院が輪番で対応している。

○ 救急告示医療機関として、9 病院・1 診療所が救急搬送患者を受け入れている。

エ 三次救急医療体制

二次救急医療機関では対応に困難な複数の診療科領域にわたる重篤な救急患者に対応する医療機関は、呉医療センターに救命救急センターが整備されている。また、中国労災病院、呉共済病院においても三次救急が必要な患者の受入が行われている。平成 25 年 5 月から広島県ドクターヘリが運航を開始し、病院への搬送時間の短縮が図られ、特に島嶼部における効果は大きく、管内においても有効に活用されている。

【広島県ドクターヘリの利用実績】(出動件数)

(単位:件)

区分	令和3年度	令和2年度	令和元年度
江田島市	40	60	61
呉市	31	29	18

※江田島市は平成 26 年 10 月にドクターヘリ簡易ヘリポート 10 か所を整備

6 地域支援対策(地域包括ケアの推進)

市町が取り組む地域包括ケアシステムの強化に向け、広島県地域共生社会推進課、広島県地域包括ケア推進センターとともに、呉市・江田島市への支援、助言を行う。

また、呉市・江田島市における在宅医療・介護連携推進事業の実施を支援するとともに、広域的な対応については呉地域保健対策協議会の専門委員会で協議・検討する。

7 災害対策

広島県地域防災計画に基づき、災害対策配備計画を策定し、防災体制を整備する。

また災害が発生した場合は、被害状況を調査の上、健康危機管理課と必要に応じて関係課へ報告する。さらに災害救助法が適用された場合は、市が受託している災害救助活動及び防疫活動に対し技術的な助言等を行う。

8 健康増進・栄養改善対策

(1) 健康増進

ア 生活習慣病予防対策

呉地域保健対策協議会「健康ひろしま21呉圏域計画推進会議」において、健康ひろしま21の総括目標である「健康寿命の延伸」を図るため、①呉圏域計画の推進管理等実態把握・事業の評価、②重点課題解決に向けての取組方針、具体的事業の検討、③情報交換等を行い、地域保健と職域保健等の連携により、県民のQOLの向上を推進する。

地域保健と職域保健等の連携により、今年度は、介護予防、特定健診(受診勧奨)、がん検診(受検勧奨)に関する普及啓発を重点的に取り組む。

イ 食育推進事業

第3次広島県食育推進計画に基づき、食育の推進に関する普及啓発を行う。今年度は、6月食育月間及び広島県10月19日を「ひろしま食育の日」を含む月間に、食に関するのぼりの掲示、チラシの配布、フードモデルの展示、食堂でのメニュー提供を行い、普及啓発を行う。

「食育推進呉圏域連絡会議」を開催し、呉圏域間の食育のネットワーク化、圏域及び市の食育推進計画を推進するため、行政栄養士が具体的に取り組んでいる事業や技術等について情報交換を行う。

ウ 歯科保健対策

住民に対して県が実施する歯と口の健康週間を通じて歯科保健の普及啓発を行う。なお、はつらつ家族表彰は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止する。

また、市が実施する歯科保健事業を支援するとともに、歯科衛生連絡協議会等関係機関と連携して、地域における歯科保健活動の充実に努める。

エ 健康生活応援店推進事業

減塩ポスターの掲示協力等の塩分控えめの習慣付けを応援する店舗、県市の健康づくりに関する情報発信に協力する店舗等を県民の健康づくりの実践の支援等を行う店舗「健康生活応援店」として認証し、県民への周知に努め健康定期的な生活の推進と健康に配慮した環境整備を図る。

オ アレルギー疾患相談事業

アレルギー疾患を有する患者の不安の解消や生活支援を行うため、生活や食事に関する相談及び情報提供を行う。

(2) 栄養改善

ア 給食施設指導

給食施設における栄養管理の充実及び食育の推進を図るため、個別巡回指導及び研修会等の集団指導を実施するとともに、管理栄養士等の配置促進についても指導する。

イ 栄養成分表示、誇大表示禁止の普及啓発及び指導

栄養表示等の望ましい運用を図るため、消費者及び食品関係者に対して普及啓発を図る。食品表示を規制する食品表示法、健康増進法等を所管する関係機関が連携し、食品関係事業者に対する一斉点検を実施し、食品表示の適正化を推進する。

9 健康被害に関する対策

(1) 石綿（アスベスト）健康被害対策

石綿（アスベスト）健康被害に関する相談については、必要に応じて専門相談機関や医療・検査機関の紹介等を行う。また、労働災害補償等の対象とならない健康被害者に対する救済給付の申請を受付ける。

(2) 光化学スモッグ（オキシダント）による健康被害対策

光化学スモッグに係る健康被害発生時における健康被害状況の把握、応急処置等を適切に講じる。また、必要に応じて近隣の市町と連携し、初期に迅速かつ適切な措置を講じるよう市及び地区医師会等の協力を得るとともに、救護体制を整える。

なお、重症患者の発生及び集団発生した場合には、速やかに光化学スモッグ保健活動班を編成し、現地調査及び被害者に対する保健指導を行う。

(3) 森永ひ素ミルク患者対策

(公財) ひかり協会や市と協力し、訪問指導・各種サービスの情報提供や利用支援を行う。

10 感染症対策

(1) 感染症対策

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という。）等に基づき患者等の人権に配慮し、関係機関と連携し迅速かつ的確な、感染の拡大防止及び感染予防に努める。

また、感染症発生動向調査によるインフルエンザ等感染症患者の発生状況の把握、関係機関への情報の還元、机上演習等を行い、初動体制を始めとした防疫体制の充実に努める。

新型コロナウイルス感染症の対策としては、「広島県新型コロナウイルス感染症対策実施要領」に基づき、地域医療体制の確保及びまん延防止のため、各関係機関との連絡調整、電話相談、帰国者・接触者外来への受診調整及び積極的疫学調査等実施している。

(2) 結核対策

「感染症法」に基づき患者管理の徹底及び接触者への健康診断を行うとともに、医療機関との連携を強化し、結核患者に対する適正な医療の確保を図り、結核のまん延を防止する。

結核対策特別促進事業では、結核の定期健康診断等の着実な実施を図るため、地域住民に対する講演会及び健康教育等により、結核予防思想の普及啓発、直接服薬確認療法（DOTS）の推進などを行い、地域の実情に応じた結核対策を推進する。

【江田島市の結核新登録患者数の状況】

(単位:人)

区分	令和3年	令和2年	令和元年
新登録患者数	3	1	4
り患率(人口10万対)	9.2	4.4	17.4

(3) エイズ予防対策

患者・感染者等へのプライバシーに配慮した相談や検査等の事業を実施するとともに、キャンペーン等によりエイズに関する理解を深めるための普及啓発を実施する。

(4) 梅毒対策

梅毒感染者を早期に発見し、早期に適切な治療へ結びつくよう、プライバシーに配慮した相談や検査等の事業を実施する。

(5) 肝炎対策

B型・C型肝炎ウイルス持続感染者を早期に発見し、早期に適切な治療に結びつくよう、肝炎ウイルス検査を実施し、陽性者については、市と連携して保健指導を行う。

また、ウイルス性肝炎治療費の助成及びウイルスによる肝がん及び重度肝硬変の患者の入院医療費の助成に係る相談・申請受付を行い、肝炎治療についての不安の軽減に努める。

【管内(呉市及び江田島市)肝炎治療受給者証申請状況】

(単位:件)

区分	令和3年度	令和2年度	令和元年度
申請数	284	188	308
交付数	283	187	308

※管外の申請件数は除く。平成30年度から、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業開始

1.1 精神保健福祉対策

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の改正に伴い、入院医療中心から地域におけるケアを中心とする体制の推進が図られている。市における精神障害者の自立と社会参加に向けた事業と連携を図り、精神障害者に対する人権に配慮した適切な医療等を確保するために、事業を実施する。

(1) 医療対策

入院又は在宅の精神障害者について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく入院措置や、精神科病院の実地指導、入院者の病状審査及び入院状況調査を行う。

(2) 精神保健対策の推進

ア 精神保健福祉相談及び訪問指導事業

精神科医師による専門相談、同行訪問及び保健師による家庭訪問、面接・電話相談等を実施する。また、近年増加しているひきこもりに関する相談・家庭訪問等も併せて実施する。

【相談指導実施状況】

(単位:人)

区分	令和3年度	令和2年度	令和元年度
実人員	17	14	20
延人員	37	42	67

イ 精神保健福祉緊急対応に係る地域連絡会議・検討会

精神障害者の医療及び保護を行うための緊急対応等について、関係者が共通認識を持ち、適切に対処するため、関係機関による連絡会議・検討会を開催する。

ウ 自殺予防対策推進事業

アルコール関連による「うつ・自殺予防対策」の一環として、呉圏域の住民に対する啓発用のチラシ（お酒と健康的につきあっていますか？）を作成し、普及啓発を図る。

また、医療・保健福祉等の関係機関等に配付し、アルコール健康障害の早期発見、早期介入に役立てる等、1次予防、2次予防、3次予防の取組みとして活用する。

エ 精神障害者地域移行支援事業

精神障害者が住み慣れた地域を拠点とし、本人が安心して充実した生活を送ることができるよう、精神保健福祉関係者による生活支援体制の整備と連携を深め、呉・江田島地域の精神障害者の地域包括ケアシステムの構築を推進する。

(3) 心神喪失者等医療観察法に基づく社会復帰への支援

心神喪失等の状態で、重大な行為を行った精神障害者の社会復帰に向けて、保護観察所の依頼に基づき、関係機関と連携を図りながら処遇の検討をする。

1.2 難病対策等

(1) 指定難病患者及び小児慢性特定疾病の医療費助成事業

原因が不明で、治療方法が確立されていない、いわゆる難病は、治療が長期間にわたり、医療費の負担も高額となっている。

また、単に経済的のみならず、介護など家族の負担も重く、患者及び家族は精神的にも不安が大きい。

このため、難病患者・家族の負担の軽減を図るため、医療費の公費負担を行う。

【江田島市の指定難病及び小児慢性特定疾病の承認件数】 (単位：件)

区分	令和3年度	令和2年度	令和元年度
指定難病	181	178	167
小児慢性特定疾病	15	22	19

(2) 難病相談事業

患者及びその家族の不安の解消や負担の軽減を図るため、保健・医療・福祉等に係る相談を行い支援する。

(3) 重症難病患者地域支援事業

在宅の重症難病患者に対し、各種サービスの効果的な提供を行うため、市保健師、ホームヘルパー等の関係者と連携を図り、訪問指導等により安定した療養生活の確保を図る。

1.3 母子保健対策

子どもの心身の健やかな成長を図るため、技術的・専門的・広域的な事業として、長期療養児の療育相談指導等専門的母子保健サービスを実施するとともに、一次的保健サービスを実施する市の支援に努める。

(1) 心身障害児支援

疾病等により長期に療養を必要とする児童及び専門的な経過観察の必要がある児童に対し、関係機関と連携を図り、健やかな発育のために相談、または訪問等で状況に応じた支援を行う。

(2) 不妊検査費等助成事業

不妊を心配する夫婦が希望する妊娠・出産を実現するためには、早期に適切な治療を開始

することが重要であるため、夫婦で不妊検査・一般不妊治療を受けた場合の費用の一部を助成することにより、早い段階から、不妊症の原因を検査し、その結果に応じて適切な治療を始めることを促し、もって子どもを産み育てやすい環境づくりの推進を図る。

【不妊検査費等助成事業申請件数】 (単位:件)

区分	令和3年度	令和2年度	令和元年度
実件数	69	76	82

(3) 不妊治療支援事業

不妊に悩む夫婦等に不妊専門相談センターを紹介するとともに、不妊治療の経済的負担を軽減するため、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成する。

【不妊治療支援事業申請件数】 (単位:件)

区分	令和3年度	令和2年度	令和元年度
実件数	16	10	8
延件数	25	16	13

1.4 食品衛生対策

県が策定した「食品の安全に関する基本方針及び推進プラン」に沿って、関係機関と連携を図りながら、食品の製造、加工、流通、販売の各段階における安全、安心を確保する対策に取り組む。

令和3年6月から原則すべての食品等事業者に義務付けられたHACCPに沿った衛生管理の定着のために、監視指導による実施記録などの確認、講習会の開催による運用面での助言等を行う。

また、江田島市食品衛生協会と連携し、食品衛生指導員による巡回指導等食品業界の自主管理活動を支援する。併せて、消費者に対し、食品の安全・安心に関する正しい知識の普及・啓発に努める。

管内では、生かきの生産が盛んであるため、10月～翌年3月のシーズン中は、かき作業場の重点的な立入検査・収去検査を実施し、かきによる衛生上の危害の未然防止を図る

(1) 監視指導

広島県食品衛生監視指導計画に基づいて、食品関係施設の監視指導を充実・強化するとともに、収去検査を実施し、食品による事故の未然防止、不良食品の排除等を行う。

(2) 食中毒予防対策

広島県食中毒予防月間(7月～8月)中に広報活動や衛生講習会等を実施し、食中毒発生の防止に努める。

1.5 生活衛生対策

管内において狂犬病が発生した際の迅速かつ的確な対応を確保するため、江田島市及び安芸郡4町の狂犬病予防担当課並びに県獣医師会安芸支部が開催する連絡会議に広島支所と共に出席し、広島県狂犬病対応マニュアルに基づく対応について確認を行うとともに、狂犬病予防における最新の知見について情報提供を行う。

なお、令和3年度の連絡会議については、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止とした。

1.6 薬事対策

(1) 医薬品等対策

医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の品質、有効性及び安全性を確保するため、薬局・店舗販売業等に立入検査を実施し、医薬品等の管理状況等について法令の遵守状況の監視指導を行う。また、医薬品の収去検査を実施し、不良医薬品等を排除する。

いわゆる「健康食品」による健康被害の発生を未然に防止するため、販売店における販売方法、広告及び表示等について、監視指導を実施する。

医薬品のより良い使用の推進のため、薬局に対し「薬局業務運営ガイドライン」の遵守及び患者への医薬品情報の提供の励行を指導する。

【医薬品関係立入検査実績】

(単位:件)

区分	令和3年度	令和2年度	令和元年度
許可施設数	34	31	32
立入検査件数	34	32	27

(2) 毒物・劇物対策

毒物・劇物による危害の発生を未然に防止するため、毒物劇物営業施設及び毒物劇物を業務上取り扱う場所に立入検査を実施し、毒物劇物の保管管理等について法令の遵守状況の監視指導を行う。

【毒物劇物関係立入検査実績】

(単位:件)

区分	令和3年度	令和2年度	令和元年度
登録施設数	16	19	18
立入検査件数	24	22	10

(3) 麻薬・向精神薬・覚醒剤・大麻・けし対策

ア 立入検査等

医療機関及び薬局等に立入検査を実施し、麻薬・向精神薬の保管、管理、記録等について、法令の遵守状況の監視指導を行う。

また、薬物乱用防止対策として、広島県薬物乱用防止指導員呉地区協議会、警察、海上保安部及び税関支署等と連携し、薬物乱用防止講習会等を通じて、住民への啓発に努める。

なお、街頭キャンペーンは、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止する。

【麻薬関係立入検査実績】

(単位:件)

区分	令和3年度	令和2年度	令和元年度
麻薬取扱施設数	299	304	307
立入検査件数	124	85	159

イ 大麻・けし対策

「不正大麻・けし撲滅運動(4月～6月)」に合わせ、管内を巡回して自生・不正けしを除去するとともに、ポスター・市広報誌等を活用して、住民への啓発に努める。

【自生けしの除去状況】

(単位:件)

区分	令和3年度	令和2年度	令和元年度
除去件数	70	57	29

(4) 献血の推進

管内の献血推進協議会及び事業所等に対して、400ml献血及び成分献血への積極的な参加を呼びかけるとともに、ポスター等を活用して住民への献血思想の普及に努める。

【江田島市の献血状況】

(単位:人)

区分	令和3年度	令和2年度	令和元年度
献血者数	756	813	764

1.7 環境保全対策

(1) 大気汚染防止対策

大気汚染の主な原因は、工場・事業場から排出されるばい煙や粉じんに加えて、自動車からの排出ガスである。

大気汚染防止法及び県条例の規制対象の工場・事業場に対し、定期的に立入検査を実施する。

【大気汚染関係立入検査等実績】

(単位:件)

区分	大気汚染防止法・県条例対象		立入検査	
	工場・事業場数	施設数	工場・事業場数	施設数
令和3年度	45	133	22	95
令和2年度	41	127	51	203
令和元年度	44	146	39	174

また、大気汚染緊急時の措置として、硫黄酸化物、オキシダント等の濃度が基準を超えたときは、情報、注意報、または警報を発令し、主要7工場・事業場に対し、ばい煙排出量等の削減要請を行うこととしている。

【光化学オキシダントに係る緊急時発令状況】

(単位:件)

区分	令和3年度	令和2年度	令和元年度
呉地区	1	0	0
広地区	0	0	0

(2) フロン対策

「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」では、オゾン層破壊及び地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大気中への排出を抑制するため、特定製品からのフロン類の回収等の実施を確保するための措置として、フロン類充填回収業者の登録制度等を定めている。

また、平成27年4月から、特定製品管理者による機器及びフロン類の適切な管理等が義務付けられ、さらに、令和2年4月から、建物解体時や機器を廃棄する際の規制が強化された。

登録事業所に対し定期的に立入検査を実施するとともに、特定製品管理者に対し管理者としての責務について啓発を行う。

【第一種フロン類回収業者登録数】

(単位:件)

区分	令和3年度	令和2年度	令和元年度
登録事業者数	24	22	18

(3) 水質汚濁防止対策

河川、海域等公共用水域の水質汚濁の主な原因は、工場・事業場排水及び家庭排水等である。

水質汚濁防止法、県条例の規制対象となる工場・事業場、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可工場・事業場に対し、定期的に立入検査を実施する。

【水質汚濁防止関係立入検査等実績】

(単位:件)

区 分	工場・事業場数		立入検査数
	水質汚濁防止法・ 県条例対象	瀬戸内海環境保全 特別措置法対象	
令和3年度	124	3	19
令和2年度	127	2	24
令和元年度	128	2	30

(4) 化学物質対策

ア ダイオキシン対策

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設は、1工場・事業所(2施設)であり、定期的な立入検査を実施する。

イ 化学物質対策

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(「PRTR法」)及び生活環境の保全等に関する条例に基づき、自主管理マニュアルの策定指導等を行う。

ウ 土壌汚染防止対策

土壌汚染対策法の円滑な施行を図るため、許可・届出指導の徹底、区域の指定及び立入検査を行う。

また、管内の汚染土壌処理業者に対し、立入検査等を実施し、適正処理及び施設の維持管理等について監視指導を行う。

(5) 地球温暖化対策

「広島県地球温暖化対策実行計画」に基づき、省エネルギー・省資源行動、廃棄物の減量化、グリーン購入等の促進に努め、温室効果ガスの排出削減を図る。

(6) 環境教育・学習の推進

県民の環境に対する関心と理解を深めるため、環境学習教材の貸出し等を行う。

1.8 廃棄物対策

(1) 産業廃棄物対策

産業廃棄物の適正処理、施設の維持管理等の指導として、産業廃棄物処理業者、建設業者、産業廃棄物処理施設等に対し立入検査するとともに、産業廃棄物の抜き取り検査及び埋立処分場の放流水の水質検査を実施する。

また、国道487号において、関係機関と合同で産業廃棄物運搬車両検査を行うほか、不法投棄監視のため、船舶によるシーパトロール、ヘリコプターによるスカイパトロール及びランドパトロールを実施する。

【産業廃棄物関係立入指導等状況】

(単位:件)

区 分	令和3年度	令和2年度	令和元年度
総調査検査数	47(80)	36(62)	46(72)

* ()内は、延べ検査数

【県外産業廃棄物の県内搬入状況】

(単位:件)

区 分	令和3年度	令和2年度	令和元年度
事前協議受付数	3	0	0
事前協議承認数	3	0	0

(2) PCB対策

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に基づく法律」に基づく保管・処分状況の年度報告を受け、確認調査及び処理期限内に処分するよう指導を実施する。

【ポリ塩化ビフェニル廃棄物保管・処分状況報告受付状況】 (単位:件)

区分	令和3年度	令和2年度	令和元年度
保管事業者数	8	12	10

(3) 自動車リサイクル対策

「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(「自動車リサイクル法」)に基づく登録・許可業者等に対し、立入調査を行う。

【自動車リサイクル法 登録・許可状況(年度末の状況)】 (単位:件)

区分	引取業者数	フロン回収業者数	解体業者数	破壊業者数
令和3年度	1	1	0	0
令和2年度	1	1	0	0
令和元年度	1	1	0	0

[第3部] 資 料

管内の状況 一覧

(令和4年3月31日現在)

区 分	総 数	呉 市	江 田 島 市	備 考
(※)保 育 所 公 立	-			
(※) 私 立	-			
(※)母 子 生 活 支 援 施 設	-			
(※)児 童 館	-			
(※)児 童 遊 園	-			
(※)障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 (日 中 系 施 設 サ ー ビ ス)	-			
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー	-			
居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所	-			令和4年4月1日現在
介 護 医 療 院	-			
病 院	30	26	4	
病 院 病 床 数	4,371	4,050	321	
一 般 診 療 所	243	225	18	
歯 科 診 療 所	146	136	10	
歯 科 技 工 所 数	-	-	-	
助 産 所	-	-	-	
施 術 所 あ ん 摩 マ ッ サ ー ジ 指 圧 師 ・ は り 師 ・ き ゆ う 師 等 に 関 す る 法 律 関 係	7	-	7	
柔 道 整 復 師 法 関 係	6	-	6	
出 張 の み の 業 務 の 届 出 数 (あ ん 摩 マ ッ サ ー ジ 指 圧 師 ・ は り 師 ・ き ゆ う 師 等 に 関 す る 法 律 関 係)	2	-	2	
衛 生 検 査 所	-			
給 食 施 設 数	18		18	
食 品 関 係 施 設 数 (旧 法 許 可)	314		314	
食 品 関 係 施 設 数 (新 法 許 可)	87		87	
食 品 関 係 施 設 数 (新 法 届 出)	247		247	
旧 食 品 関 係 条 例 対 象 施 設 数	121		121	
犬 の 登 録 頭 数	821		821	
(※)水 道 用 水 供 給 水 道 事 業	-			
(※)上 水 道 事 業	-			
簡 易 水 道 事 業	-			
(※)専 用 水 道	-			
薬 局 (既 存 薬 局 を 含 む 。)	11		11	
店 舗 販 売 業	6		6	
卸 売 販 売 業	-		-	
既 存 薬 種 商 等	-		-	
特 例 販 売 業	6		6	
高 度 管 理 医 療 機 器 等 の 販 売 業 ・ 貸 与 業	8		8	
管 理 医 療 機 器 販 売 業 ・ 貸 与 業	72		72	

管内の状況 一覧

(令和4年3月31日現在)

区 分	総 数	呉 市	江 田 島 市	備 考
麻 薬 取 扱 者	810	768	42	令和3年12月31日現在
(※) 温 泉 利 用 施 設	-			
ば い 煙 発 生 施 設	68		68	
ば い 煙 関 係 特 定 施 設	-		-	
揮 発 性 有 機 化 合 物 排 出 施 設	-		-	
一 般 粉 じ ん 発 生 施 設	34		34	
特 定 粉 じ ん 発 生 施 設	-		-	
粉 じ ん 関 係 特 定 施 設	30		30	
水 銀 排 出 施 設	1		1	
ダ イ オ キ シ ン 関 係 特 定 施 設	1		1	
水 質 汚 濁 関 係 特 定 事 業 場	112		112	
第 一 種 フ ロ ン 類 充 填 回 収 業 者 (事 業 者 数)	24	24	-	
汚 水 等 関 係 特 定 事 業 場	13		13	
汚 染 土 壌 処 理 業	1		1	
(※) ご み 処 理 施 設 焼 却 施 設	-			
(※) R D F 施 設	-			
(※) 資 源 化 施 設 (R D F 施 設 を 除 く)	-			
(※) 一 般 廃 棄 物 最 終 処 分 場	-			
(※) し 尿 処 理 施 設	-			
産 業 廃 棄 物 収 集 運 搬 業	27		27	特別管理産業廃棄物に係るものを含む。
うち優良認定	-		-	
産 業 廃 棄 物 処 分 業	8		8	特別管理産業廃棄物に係るものを含む。
うち優良認定	-		-	
中間処理施設	16		16	
最終処分場	4		4	
P C B 廃 棄 物 保 管 事 業 所	9		9	
産 業 廃 棄 物 事 業 場 外 保 管 届	-		-	
産 業 廃 棄 物 多 量 排 出 事 業 者 処 理 計 画 策 定 事 業 所	12		12	
自動車リサイクル引取業者	1		1	
フロン類 回収業者	1		1	
解体業者	-		-	
破碎業者	-		-	

(注1) 備考欄は、区分ごとの数値の時期及び出典等を記載している。

(注2) (※)は権限移譲により事務を所管していない場合は、掲載しない。

地域保健福祉対策

(1) 保健福祉関係学生の実習受入れ状況

(令和3年度)

職 種	学 生 数	延 学 生 数	実 習 期 間	養 成 施 設 名
計	-	-	-	
小 計	-	-	-	
保 健 師				
小 計	-	-	-	
管 理 栄 養 士				
小 計	-	-	-	
社 会 福 祉 主 事				
小 計	-	-	-	
医 師				
小 計	-	-	-	
歯 科 衛 生 士				
小 計	-	-	-	
訪 問 介 護 員				
小 計	-	-	-	
そ の 他				

(2) 市町の職員に対する研修・指導の状況

(令和3年度)

区分	保健計画の策定・地域診断 (1)	母子保健 (2)	健康増進 (3)	介護予防・生活支援 (4)	歯科保健 (5)	感染症 (6)	(再掲)	
							結核 (7)	エイズ (8)
							実施回数(O1)	
参加延人員(O2)								

区分	精神保健福祉 (9)	難病 (10)	介護保険 (11)	健康危機管理 (12)	その他 (13)	計 (14)
実施回数(O1)	2			1	1	4
参加延人員(O2)	(4)			(5)	(5)	(14)

注) 厚生労働省政策統括官(統計・情報政策、政策評価担当)作成の地域保健・健康増進事業報告作成要領によるため、研修も含む。

(3) 圏域地域保健対策協議会の状況

(令和3年度末現在)

名称	呉地域保健対策協議会
設立年月日	平成10年1月22日
構成団体	地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会、公的病院、公衆衛生推進協議会、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ連合会、地域女性団体連絡協議会、広島県看護協会、老人福祉施設連盟
管轄	管内2市(福祉保健部署、消防当局)、県保健所、市保健所、県厚生環境事務所
会長	玉木正治(呉市医師会長)
部会の設置	(1) 専門委員会 ・企画調整委員会 ・救急医療専門委員会 (2) 小委員会 ・新型インフルエンザ等医療体制検討委員会 ・呉地域保健医療計画推進小委員会 ・健康ひろしま21呉圏域計画推進会議 (3) 部会 ・救急蘇生推進部会 (4) ワーキンググループ ・地域連携体制調整ワーキンググループ ・ウイルス性肝炎地域連携バスワーキンググループ ・脳卒中クリニカルパス推進ワーキンググループ ・緩和ケア推進ワーキンググループ
総会	令和3年6月 書面審議 (コロナウイルス感染拡大を考慮したことによる。)
理事会	令和4年3月 書面審議 (コロナウイルス感染拡大を考慮したことによる。)
事業	事業名
委託事業	地域保健医療推進事業
	うつ病等地域医療連携事業
	在宅緩和ケア研修事業(コロナ感染拡大の影響を考慮して中止)
補助事業	圏域保健医療福祉推進事業(実績なし)
	医療連携体制協議会運営事業 (コロナ感染拡大の影響を考慮して中止)
	健康ひろしま21呉圏域計画推進事業
	救急蘇生実地研修事業
その他	圏域地对協研修会

身体障害者等福祉対策

ろうあ者専門相談員の相談指導状況

(令和3年度)

区分	延 相 談 者 数	実 相 談 者 数	相 談 指 導 件 数	相 談 指 導 内 容											
				家 族 関 係	生 活 ・ 生 計	職 業 職 場 関 係	住 居	健 康 ・ 医 療	教 育 ・ 育 児	障 害 者 福 祉 サ ー ビ ス 等	補 装 具 ・ 日 常 生 活 用 具	年 金 ・ 保 険	各 種 制 度	災 害	そ の 他
総件数	1	1	3		1	1							1		

母子・父子・寡婦福祉対策

福祉資金の貸付状況

(令和3年度)

区 分		江田島市 ※呉市は中核市のため、市が事務を所掌			
		総 数	(1)母子福祉資金	(2)父子福祉資金	(3)寡婦福祉資金
合 計	件 数	-	-	-	-
	貸付額(円)	(-)	(-)	(-)	(-)
事業開始資金	件 数	-			
	貸付額(円)	(-)			
事業継続資金	件 数	-			
	貸付額(円)	(-)			
修学資金	件 数	-			
	貸付額(円)	(-)			
技能習得資金	件 数	-			
	貸付額(円)	(-)			
修業資金	件 数	-			
	貸付額(円)	(-)			
就職支度資金	件 数	-			
	貸付額(円)	(-)			
医療介護資金	件 数	-			
	貸付額(円)	(-)			
生活資金	件 数	-			
	貸付額(円)	(-)			
住宅資金	件 数	-			
	貸付額(円)	(-)			
転宅資金	件 数	-			
	貸付額(円)	(-)			
就学支度資金	件 数	-			
	貸付額(円)	(-)			
結婚資金	件 数	-			
	貸付額(円)	(-)			

医療対策

(1) 病院・診療所の状況

(令和4年3月31日現在)

区 分		総 数	呉 市	江田島市	
病 院	施 設 数	30	26	4	
	病 床 数	小 計	4,371	4,050	321
		一 般	2,340	2,340	-
		療 養	757	548	209
		精 神	1,250	1,138	112
		結 核	24	24	-
		感 染 症	-	-	-
救 急 告 示	9	8	1		
一 般 診 療 所	施 設 数	243	225	18	
	病 床 数	一 般	210	173	37
		療 養	68	58	10
	救 急 告 示	1	1	-	
歯 科 診 療 所		146	136	10	

- (注1) 「救急告示」とは、一定の基準を満たした医療機関の開設者から県知事に、救急医療に関し協力する旨の申出のあった病院、診療所に対し、県知事が必要と認定したものを告示するものをいう。
- (注2) 「療養病床」とは、一般病院及び有床診療所のうち慢性期疾患の患者が長期にわたって入院療養できる病床をいう。
- (注3) 病床数は使用許可病床数。

(2) 立入検査及び使用許可件数

(令和3年度)

区 分	総 数	病 院	診 療 所	歯 科 診 療 所
立 入 検 査 延 件 数	-	-	-	-
新 規 開 設 に 伴 う 使 用 許 可 件 数	-	-	-	-
構 造 設 備 の 変 更 に 伴 う 使 用 許 可 件 数	5	5	-	-

広島県医療安全支援センター《医療相談窓口のご案内》

受付時間：月～金曜日（年末・年始、祝日除く） 13:00～16:00

相談方法：電話、面談（要事前予約）

専用電話：082-513-3058

設置場所：〒730-8511 広島市中区基町10-52 農林庁舎4階

次の点について、あらかじめご了承ください

- ①医療内容のトラブルについては、まず当事者間での話し合いが基本となります。
- ②診療行為の是非や故意・過失の有無の判断はできません。
- ③病状に応じた適切な医療機関の紹介にはお答えできません。

健康増進・栄養改善対策等

(1) 給食施設等の指導状況

ア 施設数及び指導状況

(令和3年度)

区分	総数	特 定 給 食 施 設				その他の給食施設	
		指 定 施 設 ①		特 定 給 食 施 設 (① を 除 く)			
		栄養士の いるもの	栄養士の いないもの	栄養士の いるもの	栄養士の いないもの	栄養士の いるもの	栄養士の いないもの
施設数 A	18	1	0	7	0	6	4
指導延数 B	13	1	0	6	0	3	3
1施設当たり指導 回数 B / A	0.7	1.0	-	0.9	-	0.5	0.8

(注)表中の栄養士とは管理栄養士を含む。

イ 施設別指導状況

(令和3年度)

区分	特 定 給 食 施 設								その他の給食施設				給食施設 に対する 割合 (%)	栄養士の 給食に 対する 割合 (%)	栄養士の 施設に 対する 割合 (%)	総 数	
	指 定 施 設				指定施設以外の特定給食 施設				栄養士の いるもの		栄養士の いないもの					施設 数	延 指 導 件 数
	栄養士の いるもの		栄養士の いないもの		栄養士の いるもの		栄養士の いないもの		施設 数	延 指 導 件 数	施設 数	延 指 導 件 数					
	施設 数	延 指 導 件 数	施設 数	延 指 導 件 数	施設 数	延 指 導 件 数	施設 数	延 指 導 件 数									
総 数	1	1	-	-	7	6	-	-	6	3	4	3	72.2	71.4	75.0	18	13
学 校	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	50.0	50.0	-	2	1
病 院	0	0	0	0	2	2	0	0	4	3	0	0	83.3	83.3	-	6	5
介護老人 保健施設	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	-	-	-	1	-
介 護 医 療 院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-
老人福祉 施 設	0	0	0	0	2	2	0	0	1	0	2	1	60.0	66.7	50.0	5	3
児童福祉 施 設	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	100.0	100.0	-	1	1
社会福祉 施 設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-
事 業 所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	100.0	-	100.0	1	1
寄 宿 舎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-
矯正施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-
自 衛 隊	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0	100.0	-	1	1
一般給食 センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-
そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	100.0	-	100.0	1	1

(2) 健康増進法及び食品表示法(保健事項)に基づく食品表示の相談・指導状況

ア 相談状況

(令和3年度)

区分	業者からの相談事例数
健康増進法(虚偽・誇大表示)	1
食品表示法(保健事項)	15

イ 指導状況(違反事例)

(令和3年度)

区分	事業者数	品目区分						
		生鮮食品			加工食品			
		農産物	畜産物	水産物	農産物	畜産物	水産物	その他
健康増進法(虚偽・誇大表示)	0	0	0	0	0	0	0	0
食品表示法(保健事項)	2	0	0	0	3	0	0	0

※発見し、他所へ通報したものは含まない。

(3) 健康増進事業実施状況

ア 健康診査

(令和3年度)

区分		総数	江田島市
人口		21,862	21,862
健康診査	対象者	106	106
	受診者	26	26
	受診率(%)	24.5	24.5
肝炎ウイルス検査	対象者	15,317	15,317
	受診者	36	36
	受診率(%)	0.2	0.2

(注) 健康増進事業費補助金の事業実績報告による。

イ 健康診査以外の事業実績(健康教育, 健康相談, 訪問指導)

(令和3年度)

区分			総数	江田島市
健康教育	個別	参加人員	-	0
	集団	実施回数	24	24
		参加人員	410	410
健康相談	重点	実施回数	-	0
		参加人員	-	0
	総合	実施回数	15	15
		参加人員	315	315
訪問指導	対象者数		25	25
	被指導実人員		3	3

(注) 健康増進事業費補助金の事業実績報告による。

(4) 健康生活応援店の状況

(令和3年度末現在)

区	分	延 認 証 店 舗 数
禁 煙 支 援	禁 煙 支 援	-
食 生 活	栄 養 成 分 表 示	-
	野 菜 た っ ぷ り	7
	塩 分 控 え め	-
	ヘルシーオーダーメニュー	-
	塩分控えめ推進・応援	4
	朝 食 摂 取 応 援	-
	食 事 バ ラ ン ス 応 援	-
	小 計	11
運 動 実 践	正しい歩き方(ウォーキング)指 導	-
	ウォーキング勸奨・応援	-
	小 計	-
そ の 他	健 康 づ く り 応 援	21
合 計		32
実 店 舗 数		21

(5) 食育圏域連絡会議開催状況

(令和3年度)

日時	令和3年7月1日(書面)	令和4年3月8日(書面)
場所	広島県西部保健所呉支所	広島県西部保健所呉支所
参加機関数	2	2
主な議題	1 令和3年度事業計画について 2 令和3年度食育推進計画に関する取組計画について 3 令和3年度食育活性化支援事業実施に係る協議・決定	1 令和3年度事業報告について 2 令和3年度食育推進計画に関する取組報告について 3 令和3年度食育活性化支援事業実施報告

会議構成機関

所属名	(担当課等)
広島県西部保健所呉支所	厚生保健課
呉市保健所	地域保健課
江田島市	保健医療課

感染症対策

(1) 感染症発生状況

(令和3年)

区分	疾 病 名	件 数	区分	疾 病 名	件 数
一 類	エボラ出血熱		五 類 (全数)	アメーバ赤痢	
	クリミア・コンゴ出血熱			ウイルス性肝炎(エ型肝炎及びA型肝炎を除く)	
	痘そう			カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	
	南米出血熱			急性弛緩性麻痺(急性灰白髄膜炎を除く。)	
	ペスト			急性脳炎※5	
	マールブルグ病			クリプトスポリジウム症	
ラッサ熱		クワイツフェルト・ヤコブ病			
小 計 A	-	劇症型溶血性レンサ球菌感染症			
二 類	急性灰白髄炎			後天性免疫不全症候群	
	結核			ジアルジア症	
	ジフテリア			優襲性インフルエンザ菌感染症	
	重症急性呼吸器症候群※1			優襲性髄膜炎菌感染症	
	中東呼吸器症候群※2			優襲性肺炎球菌感染症	
	鳥インフルエンザ(H5N1)			水痘(患者が入院を要すると認められるものに限る)	
	鳥インフルエンザ(H7N9)			先天性風しん症候群	
小 計 B	-	梅毒			
三 類	コレラ			播種性クリプトコックス症	
	細菌性赤痢			破傷風	
	腸管出血性大腸菌感染症			バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症	
	腸チフス			バンコマイシン耐性腸球菌感染症	
	パラチフス		百日咳		
小 計 C	-	風しん			
四 類	E型肝炎		麻疹		
	ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎を含む)		薬剤耐性アシネトバクター感染症		
	A型肝炎		小 計 E	-	
	エキノコックス症		RSウイルス感染症	4	
	黄熱		咽頭結膜熱	13	
	オウム病		A群溶血性レンサ球菌咽頭炎		
	オムスク出血熱		感染性胃腸炎	49	
	回帰熱		水痘	2	
	キャサナル森林病		手足口病	6	
	Q熱		伝染性紅斑		
	狂犬病		突発性発しん	14	
	コクシジオイデス症		ヘルパンギーナ	4	
	サル痘		流行性耳下腺炎	1	
	ジカウイルス感染症		インフルエンザ※6		
	重症熱性血小板減少症候群※3		急性出血性結膜炎		
	腎症候性出血熱		流行性角結膜炎		
	西部ウマ脳炎		性器クラミジア感染症		
	ダニ媒介脳炎		性器ヘルペスウイルス感染症		
	炭疽		尖圭コンジローマ		
	チクングニア熱		淋菌感染症		
	つつが虫病		感染性胃腸炎(病原体がロタウイルスであるものに限る)		
	デング熱		クラミジア肺炎(オウム病を除く)		
	東部ウマ脳炎		細菌性髄膜炎※7		
	鳥インフルエンザ※4		マイコプラズマ肺炎		
	ニパウイルス感染症		無菌性髄膜炎		
	日本紅斑熱		ペニシリン耐性肺炎球菌感染症		
	日本脳炎		メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症		
	ハンタウイルス肺炎候群		薬剤耐性緑膿菌感染症		
	Bウイルス病		小 計 F	93	
	鼻疽		新型インフルエンザ等感染症	G	
	ブルセラ症		新型コロナウイルス感染症	77	
	ベネズエラウマ脳炎		小 計 H	77	
ヘンドラウイルス感染症		発しんチフス			
ポツリヌス症		ボツリヌス症			
マラリア		マラリア			
野兔病		野兔病			
ライム病		ライム病			
リッサウイルス感染症		リッサウイルス感染症			
リフトバレー熱		リフトバレー熱			
類鼻疽		類鼻疽			
レジオネラ症		レジオネラ症			
レプトスピラ症		レプトスピラ症			
ロッキー山紅斑熱		ロッキー山紅斑熱			
小 計 D	-	小 計 I	-		
		総 計 A+B+C+D+E+F+G+H+I	170		

※1 病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る
 ※2 病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る
 ※3 病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る
 ※4 H5N1及びH7N9を除く
 ※5 ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く
 ※6 鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く
 ※7 インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く
 (注1) 一、二、三、四、五類(全数)、指定及び新感染症については、全数報告。
 (注2) 五類(定点)感染症については、定点医療機関から報告。

(2) 結核の状況

ア 結核患者登録状況

(令和3年12月31日現在)

区 分		総 数	江 田 島 市
管 内 人 口		21,770	21,770
計		6	6
活 動 性 肺 結 核 患 者 数 (A)	喀 痰 塗 抹 陽 性 者	-	-
	そ の 他 の 結 核 菌 陽 性 者	1	1
	菌 陰 性 ・ そ の 他 の 者	1	1
活 動 性 肺 外 結 核 患 者 数 (B)		3	3
不 活 動 性 結 核 ・ そ の 他 の 者		1	1
有 病 率 (人 口 1 0 万 対)		23.0	23.0

(注1) 結核菌検査結果については登録時の結果を示すもの。

(注2) 人口には外国人を含む。(住民基本台帳の人口に外国人を加えた数)

(注3) 有病率(人口10万対) = $\frac{\text{活動性肺結核患者数(A)} + \text{活動性肺外結核患者数(B)}}{\text{人口}} \times 100,000$

イ 結核患者新規登録状況

(令和3年)

区 分		総 数	江 田 島 市
管 内 人 口		21,770	21,770
計 (A + B)		2	2
活 動 性 肺 結 核 患 者 数 (A)	喀 痰 塗 抹 陽 性 者	-	-
	そ の 他 の 結 核 菌 陽 性 者	-	-
	菌 陰 性 ・ そ の 他 の 者	-	-
活 動 性 肺 外 結 核 患 者 数 (B)		2	2
り 患 率 (人 口 1 0 万 対)		9.2	9.2
潜 在 性 結 核 感 染 症		1	1

(注1) 潜在性結核感染症は総数に含まない。

(注2) 人口には外国人を含む。(住民基本台帳の人口に外国人を加えた数)

(注3) り患率(人口10万対) = $\frac{\text{計 (A + B)}}{\text{人口}} \times 100,000$

ウ 年齢階級別新規登録患者数

(令和3年12月31日現在)

区 分	総 数	江 田 島 市
計	3 (-)	3 (-)
0 歳 ~ 4 歳	- (-)	- (-)
5 歳 ~ 9 歳	- (-)	- (-)
10 歳 ~ 14 歳	- (-)	- (-)
15 歳 ~ 19 歳	- (-)	- (-)
20 歳 ~ 29 歳	- (-)	- (-)
30 歳 ~ 39 歳	- (-)	- (-)
40 歳 ~ 49 歳	- (-)	- (-)
50 歳 ~ 59 歳	- (-)	- (-)
60 歳 ~ 69 歳	- (-)	- (-)
70 歳 ~	3 (-)	3 (-)

(注1) 下段の()は、結核菌喀痰塗抹陽性者再掲である。

(注2) 本表の総数とイ 結核患者新規登録状況の総数は一致する。

エ 結核健康診断の実施状況

① 市町別実施状況

(令和3年度)

区 分	総 数	江 田 島 市
一般住民	対 象 者 数	9,739
	受 診 者 数	1,155
	受 診 率 (%)	11.9



(財)結核予防会結核研究所

結核に関する知識や情報を提供しています。

〒204-8533 東京都清瀬市松山3-1-24

電話 0424-93-5711 ファックス 0424-92-4600

② 実施主体別実施状況

(令和3年度)

実施主体	対象者	対象者数	受診状況		健康診断等の内容				
			受診者数	受診率	間接撮影	直接撮影	ツ反応	BCG	IGRA
定期	計	11,777	3,133	26.6	2	2,883	-	-	-
	事業者	従業者	1,728	1,702	98.5	2	1,700	/	/
	学校長	生徒	37	37	100.0	-	37	/	/
		学生	-	-	-	-	-	/	/
	施設長	入所者	273	239	87.5	-	-	/	/
	市町長	一般住民	9,739	1,155	11.9	-	1,146	/	/
知事 (保健所長)	計	9	9	100.0	-	9	(-)	(-)	-
	接触者健診	1	1	100.0	-	1	(-)	(-)	-
	集団健診	-	-	-	-	-	(-)	(-)	-
	管理検診	8	8	100.0	/	8	/	/	/

(注1) ()内は、ツ反応(ツベルクリン反応)検査とX線検査を併せて実施した場合の再掲。

(注2) 事業者欄は、学校(専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く)、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、社会福祉施設の対象者数(従事者数)又は受診者数を記載。

(注3) 生徒欄は、高校生の対象者数又は受診者数を記載。学生欄は、大学生等の対象者数又は受診者数を記載。

(注4) 本欄の市町長が実施主体となって実施する定期健康診断(一般住民)は、①表の各総数と一致すること。

(注5) 受診者数と健康診断等の計とは一致しない。

オ 市町別家庭訪問指導状況

(令和3年12月31日現在)

区分	総数	江田島市
実人員	4	4
(再掲)新規登録患者	3	3
構成比	75.0	75.0
延人員	18	18
(再掲)新規登録患者	3	3
構成比	16.7	16.7

(注)(再掲)欄の新規登録患者とは、令和3年に新規登録された結核患者を家庭訪問指導した場合に計上すること。

(3) 感染症発生に伴う指導状況

(令和3年度)

	計	一類	二類	三類	四類	五類	新型インフルエンザ等感染症	指定感染症	新感染症
指導件数	5					1		4	
うち施設指導分	5					1		4	

(4) 新型インフルエンザ等対策の連絡会議開催状況

(令和3年度)

日時	令和3年10月29日 19:00～	令和3年12月9日 19:00～	令和4年2月15日 19:00～	令和4年2月24日 19:00～
場所	広島県庁舎 5F 健康学習研修室	広島県庁舎 5F 健康学習研修室	広島県庁舎 5F 健康学習研修室	広島県庁舎 5F 健康学習研修室
参加人数	15名	16名	19名	19名
主な議題	新型コロナウイルス感染症対応に係る呉圏域実務者ミーティング ①陽性者に対する外来診療体制について ②陽性者の入院体制について ③中和抗体薬の投与に係る対応体制について	新型コロナウイルス感染症対応に係る呉圏域実務者ミーティング ①陽性者確定時のトリアージ ②中和抗体療法の運用について ③自宅療養者に対する診療体制について	新型コロナウイルス感染症対応に係る呉圏域実務者ミーティング ①自宅療養者の健康観察・診療体制等について ②自宅療養者の病状悪化時の対応について	新型コロナウイルス感染症対応に係る呉圏域実務者ミーティング ①新型コロナ陽性患者及び濃厚接触者の救急対応について

会議構成メンバー

所属	職名	備考
呉市医師会	役員	
医療関係者	病院・診療所職員等	
呉市	行政職員	
江田島市	行政職員	
消防署	行政職員	
保健所	行政職員	

(5) エイズ相談及びHIV抗原抗体検査・梅毒検査の状況

(令和3年度)

区分	相談件数				HIV抗原抗体検査	梅毒検査
	計A+B+C	電話相談A	来所(面接相談)B	家庭訪問指導C		
計	24	15	9	-	9	9
男性	18	11	7	-	7	7
女性	6	4	2	-	2	2

(6) 健康教育実施状況

(令和3年度)

区分	種別内訳			
	計			
実施回数	-			
参加延人員	-			
(対象内訳)				

(注1)種別内訳欄には、結核、エイズ、性感染症、インフルエンザ、O157等の予防対策名を記入

(注2)エイズ予防は、対象内訳欄に実施した「一般」「高校生」等のグループを記入

結核予防は、対象内訳欄に実施した市町名を記入

(7) 肝炎相談件数, 肝炎ウイルス検査の実施状況, 肝炎治療受給者証の交付状況
及び肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証の交付状況

ア 肝炎相談件数 (令和3年度)

計A+B	電話相談 A	来所(面接相談) B
2	2	-

イ 肝炎ウイルス検査実施状況 (令和3年度)

検査実施日数	C型肝炎ウイルス検査実施件数		B型肝炎ウイルス検査実施件数
	HCV抗体検査	うちHCV核酸増幅検査	HBs抗原検査

ウ 肝炎治療受給者証交付状況

(ア) インターフェロン治療

区分	計	呉市	江田島市				管外
申請数	-	-	-				-
交付数	-	-	-				-

(イ) 核酸アナログ製剤治療

区分	計	呉市	江田島市				管外
申請数	257	225	23				9
交付数	256	224	23				9

(ウ) インターフェロンフリー治療

区分	計	呉市	江田島市				管外
申請数	36	34	2				-
交付数	36	34	2				-

エ 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証交付状況

区分	計	呉市	江田島市				管外
申請数	3	3	-				-
交付数	3	3	-				-

歯科保健対策

(1) 訪問指導等の状況

(令和3年度)

区 分	訪 問 に よ る 検 診 ・ 保 健 指 導 人 員									
	実 人 員	内 訳				延 人 員	内 訳			
		身体障害者 (児)	知的障害者 (児)	難病患者	その他		身体障害者 (児)	知的障害者 (児)	難病患者	その他
実 施 数	-					-				

(2) 相談事業の状況

(令和3年度)

区 分	回 数	実 人 員	内 訳			延 人 員	内 訳		
			本 人	保 護 者 介 護 者	そ の 他		本 人	保 護 者 介 護 者	そ の 他

(3) 市町指導・支援の状況

(令和3年度)

区 分	指 導 項 目	総 数	市 町 名
			江 田 島 市
実 施 数	企 画 ・ 連 携 ・ 調 整	-	
	調 査 ・ 研 究	-	
	情 報 の 収 集 ・ 提 供	-	

精神保健福祉対策

(1) 精神障害者入院形態別患者数及び通院等の状況

(入院患者数は3月31日現在, 通院患者数は3月31日現在)

区 分	総 数	呉 市	江 田 島 市	管 内 市 町 計	管 外
措置入院患者数	8	8	0	8	
医療保護入院患者数	67	-	67	67	
自立支援医療受給者数(精神通院)	4,400	4,067	333	4,400	
通報件数(精神保健福祉法23条～26条)	26	/	/	/	/

(注)通報件数は、令和3年度1年間分の件数。

(2) 精神障害者保健福祉手帳の所持状況

(令和4年3月31日現在)

障害等級	総 数	呉 市	江 田 島 市
計	2,911	2,674	237
1 級	146	133	13
2 級	1,883	1,731	152
3 級	882	810	72

(3) 組織育成支援状況

(令和3年度)

区 分	総 数	江 田 島 市	管 内 市 町 計	管 外
計	4	4	4	-
患者会	4	4	4	
家族会	-	-	-	
断酒会	-	-	-	
ボランティア	-	-	-	

(注)精神保健福祉に関わる組織の育成のための支援活動を行った回数を計上している。

【例】会への出席, その準備のための当事者リーダーとの打ち合わせ及び関係機関との連絡等

(4) 相談指導実施状況

(令和3年度)

区 分		総 数	江 田 島	管 内 市 町 計	管 外	
面 接	実 人 員	8	8	8		
	延 人 員	15	15	15	-	
	内	老 人 精 神 保 健	5	5	5	
		社 会 復 帰	5	5	5	
		ア ル コ ー ル	1	1	1	
		薬 物	-	-	-	
		ギ ャ ン プ ル	-	-	-	
		ゲ ー ム	-	-	-	
		思 春 期	-	-	-	
		心 の 健 康 づ く り	4	4	4	
		う つ ・ う つ 状 態	-	-	-	
		摂 食 障 害	-	-	-	
		てんかん	-	-	-	
	そ の 他	-	-	-		
	訳	(再 掲) ひ き こ も り	(-)	(-)	(-)	
(再 掲) 自 殺 関 連		(-)	(-)	(-)		
(再 掲) 自 殺 者 の 遺 族		(-)	(-)	(-)		
(再 掲) 犯 罪 被 害		(-)	(-)	(-)		
(再 掲) 災 害		(-)	(-)	(-)		
(再 掲) 措 置 入 院 等 退 院 支 援		(-)	(-)	(-)		
電 話 相 談 延 人 員	174					
内	(再 掲) ひ き こ も り	(-)				
	(再 掲) 自 殺 関 連	(-)				
	(再 掲) 措 置 入 院 等 退 院 支 援	(-)				

(注)相談件数には、定期相談以外のその他の相談も含める。

(5) 家庭訪問指導状況

(令和3年度)

区 分	総 数	江 田 島 市	管 内 市 町 計	管 外	
実 人 員	9	9	9		
延 人 員	18	18	18	-	
内 訳	老 人 精 神 保 健	-	-	-	
	社 会 復 帰	13	13	13	
	ア ル コ ー ル	4	4	4	
	薬 物	-	-	-	
	ギ ャ ン ブ ル	-	-	-	
	ゲ ー ム	-	-	-	
	思 春 期	-	-	-	
	心 の 健 康 づ く り	-	-	-	
	うつ・うつ状態		-		
	摂食障害	-	-	-	
	てんかん	-	-	-	
	そ の 他	1	1	1	
	(再 掲) ひ き こ も り	(-)	(-)	(-)	
(再 掲) 自 殺 関 連	(-)	(-)	(-)		
(再 掲) 自 殺 者 の 遺 族	(-)	(-)	(-)		
(再 掲) 犯 罪 被 害	(-)	(-)	(-)		
(再 掲) 災 害	(-)	(-)	(-)		
(再 掲) 措 置 入 院 等 退 院 支 援	(-)	(-)	(-)		

(6) 個別事例検討会

ア ガイドラインに基づく措置入院者の退院支援に関する事例検討会

(令和3年度)

区分	総数	江田島市	管内市町計	管外
実施回数	-	-	-	
対象者数	-	-	-	
参加延人数	-	-	-	

イ ガイドラインに基づく精神科病院入院者(措置以外)の退院支援に関する事例検討会

(令和3年度)

区分	総数	江田島市	管内市町計	管外
実施回数	-	-	-	
対象者数	-	-	-	
参加延人数	-	-	-	

ウ その他の事例検討会

(令和3年度)

区分	総数	江田島市	管内市町計	管外
実施回数	4	4	4	
対象者数	4	4	4	
参加延人数	29	29	29	

(7) 普及啓発・人材養成実施状況

ア 自殺対策

区 分	計	種別内訳
		開催なし
実施回数	-	
対象者		
参加延人数 (配布部数)	-	

(注)種別内訳欄には、講演会、研修会、街頭啓発活動等の種別を記入

イ その他の精神保健福祉対策

区 分	計	種別内訳
		アルコール
		啓発資料配布
実施回数	-	
対象者		
参加延人数 (配布部数)	12,000	12,000

(注)種別内訳欄には、上段にアルコール、思春期、地域生活支援事業等の対策名を、
下段に講演会、研修会、街頭啓発活動等の種別を記入

難病対策等

(1) 特定医療費(指定難病)の承認状況

(令和4年3月31日現在)

告示番号	病名	疾患群	総数	江田島市
			承認総件数	承認総件数
			180	180
001	球脊髄性筋萎縮症	神経・筋疾患	-	-
002	筋萎縮性側索硬化症	神経・筋疾患	-	-
003	脊髄性筋萎縮症	神経・筋疾患	1	1
004	原発性側索硬化症	神経・筋疾患	-	-
005	進行性核上性麻痺	神経・筋疾患	-	-
006	パーキンソン病	神経・筋疾患	29	29
007	大脳皮質基底核変性症	神経・筋疾患	2	2
008	ハンテントン病	神経・筋疾患	1	1
009	神経有棘赤血球症	神経・筋疾患	-	-
010	シャルコー・マリー・トゥース病	神経・筋疾患	-	-
011	重症筋無力症	神経・筋疾患	6	6
012	先天性筋無力症候群	神経・筋疾患	-	-
013	多発性硬化症/視神経脊髄炎	神経・筋疾患	2	2
014	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー	神経・筋疾患	2	2
015	封入体筋炎	神経・筋疾患	-	-
016	クローウ・深瀬症候群	神経・筋疾患	-	-
017	多系統萎縮症	神経・筋疾患	1	1
018	脊髄小脳変性症 (多系統萎縮症を除く。)	神経・筋疾患	2	2
019	ライソゾーム病	代謝系疾患	-	-
020	副腎白質ジストロフィー	代謝系疾患	-	-
021	ミトコンドリア病	代謝系疾患	2	2
022	もやもや病	神経・筋疾患	3	3
023	プリオン病	神経・筋疾患	1	1
024	亜急性硬化性全脳炎	神経・筋疾患	-	-
025	進行性多巣性白質脳症	神経・筋疾患	-	-
026	HTLV-1関連脊髄症	神経・筋疾患	-	-
027	特発性基底核石灰化症	神経・筋疾患	-	-
028	全身性アミロイドーシス	代謝系疾患	2	2
029	ウルリッヒ病	神経・筋疾患	-	-
030	遠位型ミオパチー	神経・筋疾患	-	-
031	ベスレムミオパチー	神経・筋疾患	-	-
032	自己貪食空胞性ミオパチー	神経・筋疾患	-	-
033	シュワルツ・ヤンベル症候群	神経・筋疾患	-	-
034	神経線維腫症	皮膚・結合組織疾患	1	1
035	天疱瘡	皮膚・結合組織疾患	-	-
036	表皮水疱症	皮膚・結合組織疾患	-	-
037	膿疱性乾癬(汎発型)	皮膚・結合組織疾患	-	-
038	スティーヴンス・ジョンソン症候群	皮膚・結合組織疾患	-	-
039	中毒性表皮壊死症	皮膚・結合組織疾患	-	-
040	高安動脈炎	免疫系疾患	-	-
041	巨細胞性動脈炎	免疫系疾患	-	-
042	結節性多発動脈炎	免疫系疾患	1	1
043	顕微鏡的多発血管炎	免疫系疾患	3	3
044	多発血管炎性肉芽腫症	免疫系疾患	2	2
045	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	免疫系疾患	-	-
046	悪性関節リウマチ	免疫系疾患	1	1

告示番号	病名	疾患群	総数	江田島市
			承認総件数	180
047	パージャール病	免疫系疾患	-	-
048	原発性抗リン脂質抗体症候群	免疫系疾患	-	-
049	全身性エリテマトーデス	免疫系疾患	14	14
050	皮膚筋炎/多発性筋炎	免疫系疾患	7	7
051	全身性強皮症	皮膚・結合組織疾患	4	4
052	混合性結合組織病	免疫系疾患	2	2
053	シェーグレン症候群	免疫系疾患	1	1
054	成人スチル病	免疫系疾患	1	1
055	再発性多発軟骨炎	免疫系疾患	-	-
056	ベーチェット病	免疫系疾患	2	2
057	特発性拡張型心筋症	循環器系疾患	6	6
058	肥大型心筋症	循環器系疾患	1	1
059	拘束型心筋症	循環器系疾患	-	-
060	再生不良性貧血	血液系疾患	2	2
061	自己免疫性溶血性貧血	血液系疾患	-	-
062	発作性夜間ヘモグロビン尿症	血液系疾患	-	-
063	特発性血小板減少性紫斑病	血液系疾患	1	1
064	血栓性血小板減少性紫斑病	血液系疾患	1	1
065	原発性免疫不全症候群	血液系疾患	-	-
066	IgA腎症	腎・泌尿器系疾患	3	3
067	多発性嚢胞腎	腎・泌尿器系疾患	1	1
068	黄色靱帯骨化症	骨・関節系疾患	3	3
069	後縦靱帯骨化症	骨・関節系疾患	6	6
070	広範脊柱管狭窄症	骨・関節系疾患	-	-
071	特発性大腿骨頭壊死症	骨・関節系疾患	4	4
072	下垂体性ADH分泌異常症	内分泌系疾患	1	1
073	下垂体性TSH分泌亢進症	内分泌系疾患	-	-
074	下垂体性PRL分泌亢進症	内分泌系疾患	-	-
075	クッシング病	内分泌系疾患	-	-
076	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	内分泌系疾患	-	-
077	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	内分泌系疾患	-	-
078	下垂体前葉機能低下症	内分泌系疾患	6	6
079	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)	代謝系疾患	-	-
080	甲状腺ホルモン不応症	内分泌系疾患	-	-
081	先天性副腎皮質酵素欠損症	内分泌系疾患	-	-
082	先天性副腎低形成症	内分泌系疾患	-	-
083	アジソン病	内分泌系疾患	-	-
084	サルコイドーシス	呼吸器系疾患	2	2
085	特発性間質性肺炎	呼吸器系疾患	8	8
086	肺動脈性肺高血圧症	呼吸器系疾患	1	1
087	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症	呼吸器系疾患	-	-
088	慢性血栓性肺高血圧症	呼吸器系疾患	-	-
089	リンパ脈管筋腫症	呼吸器系疾患	-	-
090	網膜色素変性症	視覚系疾患	3	3
091	バッド・キアリ症候群	消化器系疾患	-	-
092	特発性門脈圧亢進症	消化器系疾患	-	-
093	原発性胆汁性胆管炎	消化器系疾患	7	7
094	原発性硬化性胆管炎	消化器系疾患	-	-
095	自己免疫性肝炎	消化器系疾患	4	4
096	クローン病	消化器系疾患	8	8

告示番号	病名	疾患群	総数	江田島市
			承認総件数	180
097	潰瘍性大腸炎	消化器系疾患	15	15
098	好酸球性消化管疾患	消化器系疾患	-	-
099	慢性特発性偽性腸閉塞症	消化器系疾患	-	-
100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	消化器系疾患	-	-
101	腸管神経節細胞僅少症	消化器系疾患	-	-
102	ルビンシュタイン・テイビ症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-
103	CFC症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-
104	コストロ症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-
105	チャージ症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-
106	クリオピリン関連周期熱症候群	免疫系疾患	-	-
107	全身型若年性特発性関節炎	免疫系疾患	-	-
108	TNF受容体関連周期性症候群	免疫系疾患	-	-
109	非典型溶血性尿毒症症候群	腎・泌尿器系疾患	-	-
110	ブラウ症候群	免疫系疾患	-	-
111	先天性ミオパチー	神経・筋疾患	-	-
112	マリネスコ・シェーグレン症候群	神経・筋疾患	-	-
113	筋ジストロフィー	神経・筋疾患	-	-
114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	神経・筋疾患	-	-
115	遺伝性周期性四肢麻痺	神経・筋疾患	-	-
116	アトピー性脊髄炎	神経・筋疾患	-	-
117	脊髄空洞症	神経・筋疾患	-	-
118	脊髄髄膜瘤	神経・筋疾患	-	-
119	アイザックス症候群	神経・筋疾患	-	-
120	遺伝性ジストニア	神経・筋疾患	-	-
121	神経フェリテン症	神経・筋疾患	-	-
122	脳表ヘモジデリン沈着症	神経・筋疾患	-	-
123	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	神経・筋疾患	-	-
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	神経・筋疾患	-	-
125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	神経・筋疾患	-	-
126	ペリー症候群	神経・筋疾患	-	-
127	前頭側頭葉変性症	神経・筋疾患	-	-
128	ピッカースタッフ脳幹脳炎	神経・筋疾患	-	-
129	痙攣重複型(二相性)急性脳症	神経・筋疾患	-	-
130	先天性無痛無汗症	神経・筋疾患	-	-
131	アレキサンダー病	神経・筋疾患	-	-
132	先天性核上性球麻痺	神経・筋疾患	-	-
133	メビウス症候群	神経・筋疾患	-	-
134	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	視覚系疾患	-	-
135	アイカルディ症候群	神経・筋疾患	-	-
136	片側巨脳症	神経・筋疾患	-	-
137	限局性皮質異形成	神経・筋疾患	-	-
138	神経細胞移動異常症	神経・筋疾患	-	-
139	先天性大脳白質形成不全症	神経・筋疾患	-	-
140	ドラベ症候群	神経・筋疾患	-	-
141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	神経・筋疾患	-	-
142	ミオクロニー欠神てんかん	神経・筋疾患	-	-
143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	神経・筋疾患	-	-
144	レノックス・ガストー症候群	神経・筋疾患	-	-

告示番号	病名	疾患群	総数	江田島市
	承認総件数			
			180	180
145	ウエスト症候群	神経・筋疾患	-	-
146	大田原症候群	神経・筋疾患	-	-
147	早期ミオクロニー脳症	神経・筋疾患	-	-
148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	神経・筋疾患	-	-
149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	神経・筋疾患	-	-
150	環状20番染色体症候群	神経・筋疾患	-	-
151	ラスマッセン脳炎	神経・筋疾患	-	-
152	PCDH19関連症候群	神経・筋疾患	-	-
153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	神経・筋疾患	-	-
154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	神経・筋疾患	-	-
155	ランドウ・クレフナー症候群	神経・筋疾患	-	-
156	レット症候群	神経・筋疾患	-	-
157	スタージ・ウェーバー症候群	神経・筋疾患	-	-
158	結節性硬化症	神経・筋疾患	-	-
159	色素性乾皮症	神経・筋疾患	-	-
160	先天性魚鱗癬	皮膚・結合組織疾患	-	-
161	家族性良性慢性天疱瘡	皮膚・結合組織疾患	-	-
162	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)	皮膚・結合組織疾患	-	-
163	特発性後天性全身性無汗症	皮膚・結合組織疾患	-	-
164	眼皮膚白皮症	視覚系疾患	-	-
165	肥厚性皮膚骨膜症	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-
166	弾性線維性仮性黄色腫	皮膚・結合組織疾患	-	-
167	マルファン症候群	皮膚・結合組織疾患	-	-
168	エーラス・ダンロス症候群	皮膚・結合組織疾患	-	-
169	メンケス病	代謝系疾患	-	-
170	オクシピタル・ホーン症候群	皮膚・結合組織疾患	-	-
171	ウィルソン病	代謝系疾患	-	-
172	低ホスファターゼ症	骨・関節系疾患	-	-
173	VATER症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-
174	那須ハコラ病	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-
175	ウィーバー症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-
176	コフィン・ローリー症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-
177	有馬症候群	神経・筋疾患	-	-
178	モワット・ウィルソン症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-
179	ウィリアムズ症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-
180	ATR-X症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-
181	クルーゾン症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-
182	アペール症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-
183	ファイファー症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-
184	アントレー・ピクスラー症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-
185	コフィン・シリズ症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-
186	ロスムンド・トムソン症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-
187	歌舞伎症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-

告示番号	病名	疾患群	総数	江田島市
	承認総件数		180	180
188	多脾症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-
189	無脾症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-
190	聴耳腎症候群	聴覚・平衡機能系疾患	-	-
191	ウェルナー症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-
192	コケイン症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-
193	ブラダー・ウィリ症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-
194	ソトス症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-
195	ヌーナン症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-
196	ヤング・シンプソン症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-
197	1p36欠失症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-
198	4p欠失症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-
199	5p欠失症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-
200	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-
201	アンジェルマン症候群	神経・筋疾患	-	-
202	スミス・マギニス症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-
203	22q11.2欠失症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-
204	エマヌエル症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-
205	脆弱X症候群関連疾患	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-
206	脆弱X症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-
207	総動脈幹遺残症	循環器系疾患	-	-
208	修正大血管転位症	循環器系疾患	-	-
209	完全大血管転位症	循環器系疾患	-	-
210	単心室症	循環器系疾患	-	-
211	左心低形成症候群	循環器系疾患	-	-
212	三尖弁閉鎖症	循環器系疾患	-	-
213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	循環器系疾患	-	-
214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	循環器系疾患	-	-
215	ファロー四徴症	循環器系疾患	-	-
216	両大血管右室起始症	循環器系疾患	-	-
217	エプスタイン病	循環器系疾患	-	-
218	アルポート症候群	腎・泌尿器系疾患	-	-
219	ギャロウェイ・モフト症候群	腎・泌尿器系疾患	-	-
220	急速進行性糸球体腎炎	腎・泌尿器系疾患	-	-
221	抗糸球体基底膜腎炎	腎・泌尿器系疾患	-	-
222	一次性ネフローゼ症候群	腎・泌尿器系疾患	1	1
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	腎・泌尿器系疾患	-	-
224	紫斑病性腎炎	腎・泌尿器系疾患	-	-
225	先天性腎性尿崩症	腎・泌尿器系疾患	-	-
226	間質性膀胱炎(ハンナ型)	腎・泌尿器系疾患	-	-
227	オスラー病	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	1	1
228	閉塞性細気管支炎	呼吸器系疾患	-	-
229	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)	呼吸器系疾患	-	-

告示番号	病名	疾患群	総数	江田島市
	承認総件数			
			180	180
230	肺胞低換気症候群	呼吸器系疾患	-	-
231	α 1-アンチトリプシン欠乏症	呼吸器系疾患	-	-
232	カーニー複合	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-
233	ウォルフラム症候群	内分泌系疾患	-	-
234	ベルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)	代謝系疾患	-	-
235	副甲状腺機能低下症	内分泌系疾患	-	-
236	偽性副甲状腺機能低下症	内分泌系疾患	-	-
237	副腎皮質刺激ホルモン不応症	内分泌系疾患	-	-
238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	骨・関節系疾患	-	-
239	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	内分泌系疾患	-	-
240	フェニルケトン尿症	代謝系疾患	-	-
241	高チロシン血症1型	代謝系疾患	-	-
242	高チロシン血症2型	代謝系疾患	-	-
243	高チロシン血症3型	代謝系疾患	-	-
244	メープルシロップ尿症	代謝系疾患	-	-
245	プロピオン酸血症	代謝系疾患	-	-
246	メチルマロン酸血症	代謝系疾患	-	-
247	イソ吉草酸血症	代謝系疾患	-	-
248	グルコーストランスポーター1欠損症	代謝系疾患	-	-
249	グルタル酸血症1型	代謝系疾患	-	-
250	グルタル酸血症2型	代謝系疾患	-	-
251	尿素サイクル異常症	代謝系疾患	-	-
252	リジン尿性蛋白不耐症	代謝系疾患	-	-
253	先天性葉酸吸収不全	代謝系疾患	-	-
254	ポルフィリン症	代謝系疾患	-	-
255	複合カルボキシラーゼ欠損症	代謝系疾患	-	-
256	筋型糖原病	代謝系疾患	-	-
257	肝型糖原病	代謝系疾患	-	-
258	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	代謝系疾患	-	-
259	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症	代謝系疾患	-	-
260	シトステロール血症	代謝系疾患	-	-
261	タンジール病	代謝系疾患	-	-
262	原発性高カイロミクロン血症	代謝系疾患	-	-
263	脳髄黄色腫症	代謝系疾患	-	-
264	無 β リポタンパク血症	代謝系疾患	-	-
265	脂肪萎縮症	代謝系疾患	-	-
266	家族性地中海熱	免疫系疾患	-	-
267	高IgD症候群	免疫系疾患	-	-
268	中條・西村症候群	免疫系疾患	-	-
269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	免疫系疾患	-	-
270	慢性再発性多発性骨髄炎	骨・関節系疾患	-	-
271	強直性脊椎炎	骨・関節系疾患	-	-
272	進行性骨化性線維異形成症	骨・関節系疾患	-	-
273	肋骨異常を伴う先天性側弯症	骨・関節系疾患	-	-
274	骨形成不全症	骨・関節系疾患	-	-
275	タナトフォリック骨異形成症	骨・関節系疾患	-	-
276	軟骨無形成症	骨・関節系疾患	-	-
277	リンパ管腫症/ゴーハム病	呼吸器系疾患	-	-
278	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)	呼吸器系疾患	-	-
279	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)	循環器系疾患	-	-

告示番号	病名	疾患群	総数	江田島市
			承認総件数	180
280	巨大動静脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)	循環器系疾患	-	-
281	クリッペル・トレノニー・ウェーバー症候群	循環器系疾患	-	-
282	先天性赤血球形成異常性貧血	血液系疾患	-	-
283	後天性赤芽球癆	血液系疾患	-	-
284	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	血液系疾患	-	-
285	ファンconi貧血	血液系疾患	-	-
286	遺伝性鉄芽球性貧血	血液系疾患	-	-
287	エプスタイン症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-
288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	免疫系疾患	-	-
289	クローンカイト・カナダ症候群	消化器系疾患	-	-
290	非特異性多発性小腸潰瘍症	消化器系疾患	-	-
291	ヒルシュスプルング病(全結腸型又は小腸型)	消化器系疾患	-	-
292	総排泄腔外反症	消化器系疾患	-	-
293	総排泄腔遺残	消化器系疾患	-	-
294	先天性横隔膜ヘルニア	呼吸器系疾患	-	-
295	乳幼児肝巨大血管腫	消化器系疾患	-	-
296	胆道閉鎖症	消化器系疾患	-	-
297	アラジール症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-
298	遺伝性膵炎	消化器系疾患	-	-
299	嚢胞性線維症	消化器系疾患	-	-
300	IgG4関連疾患	免疫系疾患	-	-
301	黄斑ジストロフィー	視覚系疾患	-	-
302	レーベル遺伝性視神経症	視覚系疾患	-	-
303	アッシュヤー症候群	視覚系疾患	-	-
304	若年発症型両側性感音難聴	耳鼻科系疾患	-	-
305	遅発性内リンパ水腫	耳鼻科系疾患	-	-
306	好酸球性副鼻腔炎	免疫系疾患	2	2
307	カナバン病	神経・筋疾患	-	-
308	進行性白質脳症	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-
309	進行性ミオクローヌステんかん	神経・筋疾患	-	-
310	先天異常症候群	染色体または遺伝子変化に伴う症候群・内分泌系疾患	-	-
311	先天性三尖弁狭窄症	循環器系疾患	-	-
312	先天性僧帽弁狭窄症	循環器系疾患	-	-
313	先天性肺静脈狭窄症	循環器系疾患	-	-
314	左肺動脈右肺動脈起始症	循環器系疾患	-	-
315	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)/LMX1B関連腎症	腎・泌尿器系疾患	-	-
316	カルニチン回路異常症	代謝性疾患	-	-
317	三頭酵素欠損症	代謝性疾患	-	-
318	シトリン欠損症	代謝性疾患	-	-
319	セピアプテリン還元酵素(SR)欠損症	代謝性疾患	-	-
320	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-
321	非ケトース型高グリシン血症	代謝性疾患	-	-
322	β-ケトチオラーゼ欠損症	代謝性疾患	-	-
323	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	代謝性疾患	-	-
324	メチルグルタコン酸尿症	代謝性疾患	-	-
325	遺伝性自己炎症疾患	免疫系疾患	-	-
326	大理石骨病	代謝性疾患	-	-
327	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)	血液系疾患	-	-

告示番号	病名	疾患群	総数	江田島市
	承認総件数		180	180
328	前眼部形成異常	視覚系疾患	-	-
329	無虹彩症	視覚系疾患	-	-
330	先天性気管狭窄症	呼吸器系疾患	-	-
331	特発性多中心性キャッスルマン病	血液系疾患	-	-
332	膠様滴状角膜ジストロフィー	視覚系疾患	-	-
333	ハッチソン・ギルフォート症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-
334	脳クレアチン欠乏症候群	神経・筋疾患	-	-
335	ネフロン癆	腎・泌尿器系疾患	-	-
336	家族性低βリポタンパク血症1(ホモ接合体)	代謝性疾患	-	-
337	ホモシステチン尿症	代謝性疾患	-	-
338	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症	消化器系疾患	-	-

(2) 特定疾患治療研究事業の承認状況

(令和4年3月31日現在)

区 分	総 数	江田島市
承認総件数	1	1
スモン	1	1
難治性の肝炎のうち劇症肝炎	-	
重症急性膵炎	-	
プリオン病(ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る)	-	

(3) 小児慢性特定疾病医療費助成の状況

(令和4年3月31日現在)

疾病 番号	区 分	総 数	江 田 島 市
	承認総件数	15	15
1	悪性新生物	3	3
2	慢性腎疾患	2	2
3	慢性呼吸器疾患	1	1
4	慢性心疾患	3	3
5	内分泌疾患	5	5
6	膠原病	-	-
7	糖尿病	-	-
8	先天性代謝異常	-	-
9	血液疾患	-	-
10	免疫疾患	-	-
11	神経・筋疾患	1	1
12	慢性消化器疾患	-	-
13	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-
14	皮膚疾患	-	-
15	骨系統疾患	-	-
16	脈管系疾患	-	-

(4) 長期療養児療育相談指導の実施状況

ア 訪問指導等の状況

(令和3年度)

区分	訪問による検診・保健指導人員									
	実人員	内訳				延人員	内訳			
		身体障害者 (児)	知的障害者 (児)	難病患者	その他		身体障害者 (児)	知的障害者 (児)	難病患者	その他
実施数	-					-				

イ 相談事業の状況

(令和3年度)

区分	回数	実人員	内訳			延人員	内訳		
			本人	保護者 介護者	その他		本人	保護者 介護者	その他

(5) 相談事業の実施状況

(令和3年度)

区分		管内	管外	
指定難病	実人員	3		
	延人員	6	-	
	申請等	2		
	医療	病気・病状		
		治療・服薬	1	
	看護・日常生活	2		
	福祉制度	1		
	就業			
	就業			
	食事・栄養			
	歯科			
	その他			
小児慢性特定疾病	実人員	1		
	延人員	3	-	
	申請等	1		
	医療	病気・病状	1	
		治療・服薬		
	看護・日常生活			
	福祉制度			
	就業			
	就業	1		
	食事・栄養			
	歯科			
	その他			

(6) 電話相談及び面接相談等の状況

(令和3年度)

区分	電話相談	面接相談	総数
延人員	2	2	4

(注)相談事業以外で、随時に行われたものを計上している。

(7) 家庭訪問指導の状況

ア 指定難病

(令和3年度)

区 分	総 数	江 田 島 市
実 人 員	1	1
延 人 員	1	1

イ 小児慢性特定疾病

(令和3年度)

区 分	総 数	江 田 島 市
実 人 員	-	-
延 人 員	-	-

(8) 患者・家族に対する学習会の実施状況

(令和3年度)

区 分	総 数	江 田 島 市	所 内	管 外
開 催 回 数	-			
実 人 員	-			
延 人 員	-			

(注)開催場所別に計上している。

(9) 在宅療養支援計画策定・評価会議の開催状況

(令和3年度)

開 催 回 数	-
参 加 人 数	-

(10)アレルギー疾患相談事業等実施状況

ア 相談開催回数

(令和3年度)

開催回数	相談実人員	相談延人員
-	-	-

イ 対象者

(ア)年齢別内訳

(令和3年度)

年 齢	相談実人員	相談延人員
乳 児	-	-
1～3歳未満	-	-
3～6歳未満	-	-
6 歳 以 上	-	-
合 計	-	-

(イ)疾患別内訳

(令和3年度)

年 齢	アトピー性皮膚炎	気管支喘息	花粉症	リウマチ	その他(内容)	計
乳 児	-	-	-	-	-	-
1～3歳未満	-	-	-	-	-	-
3～6歳未満	-	-	-	-	-	-
6 歳 以 上	-	-	-	-	-	-
合 計	-	-	-	-	-	-

ウ 連絡協議会等開催状況(研修会実施を含む)

(令和3年度)

開催回数	-
参加人数	-

(11)アスベスト相談状況

ア 相談件数(実受付件数)
(令和3年度)

-

イ 相談内容

(令和3年度)

相談区分	延件数
1 労働衛生に関するもの (例) 石綿に関する作業に従事していたが、労災手続きを知りたい	
2 環境, 居住空間に関するもの (例) 建物, 駐車場に石綿を思われる箇所(建材)があり心配 自宅の建材に石綿が使っているか調べてもらえるか等	
3 健康に関するもの (例) 石綿製品の製造等に従事していたため、健康が心配 近くに石綿製品の製造工場があったため、健康が心配	
4 建築に関するもの (例) どの建材に石綿が含まれているか知りたい 石綿を含む建材の除去工事はどうすれば良いか	
5 その他 (例) 石綿等を運搬するために必要な産業廃棄物処理業許可について 石綿を含む建材の廃棄方法について	
計	-
石綿健康被害救済給付に関するもの	

※ 延件数の合計は、相談内容が重複しているものがあるため、実受付件数の合計とは一致しない。

(12)森永ひ素ミルク患者対策

ア 相談等状況件数

(令和3年度)

相 談	一件
家 庭 訪 問	一件

イ 連絡会議等開催状況

(令和3年度)

開 催 回 数	2回
参 加 人 数	15人

母子保健対策

(1) 特定不妊治療費助成の申請状況

(令和3年度)

区 分	総 数	江 田 島 市	
計 (延件数)	25	25	
実人員	16	16	

(2) 不妊検査費等助成の申請状況

(令和3年度)

区 分	総 数	江 田 島 市	呉 市
件数	69	6	63

(3) 先天性代謝異常等検査結果指導状況

(令和3年度)

区 分	総 数		
連 絡 票 件 数	-		
保 健 指 導 延 人 員	-		

食品衛生対策

(1) 施設数の状況

ア 旧食品衛生法に基づく許可を要する施設数

(令和4年3月31日現在)

区 分		総 数	江 田 島 市
計		314	314
飲食店営業	一般食堂・レストラン等	77	77
	仕出し・弁当	32	32
	旅館	5	5
	その他	51	51
菓子（パンを含む）製造業		22	22
乳処 理 業		-	-
特別牛乳搾取処 理 業		-	-
乳製 品 製 造 業		-	-
集 乳 業		-	-
魚介類販 売 業		59	59
魚介類競り売 業		-	-
魚肉練り製 品 製 造 業		1	1
食品の冷凍または冷蔵業 （詰又はおよび食品製造以外）		9	9
喫茶店 営 業		16	16
あん類製 造 業		-	-
アイスクリーム類製 造 業		1	1
食 肉 処 理 業		1	1
食 肉 販 売 業		6	6
食 肉 製 品 製 造 業		-	-
乳 酸 菌 飲 料 製 造 業		-	-
食 用 油 脂 製 造 業		4	4
マーガリン又はショートニング製 造 業		-	-
み そ 製 造 業		3	3
し ょ う 油 製 造 業		4	4
ソ ー ス 類 製 造 業		-	-
酒 類 製 造 業		2	2
豆 腐 製 造 業		1	1
納 豆 製 造 業		-	-
め ん 類 製 造 業		3	3
総 菜 製 造 業		13	13
添加物が定められたもの（法第13条第1項の規定により規格が定められたものに限る）製 造 業		-	-
食 品 の 放 射 線 照 射 業		-	-
清 涼 飲 料 水 製 造 業		1	1
氷 雪 製 造 業		2	2

イ 改正食品衛生法に基づく許可を要する施設数

(令和4年3月31日現在)

区 分	総 数	江 田 島 市
計	87	87
飲 食 店 営 業	40	40
調 理 機 能 を 有 す る 自 動 販 売 機	-	
食 肉 販 売 業	5	5
魚 介 類 販 売 業	24	24
魚 介 類 競 り 売 り 営 業	-	
集 乳 業	-	
乳 処 理 業	-	
特 別 牛 乳 搾 取 処 理 業	-	
食 肉 処 理 業	-	
食 品 の 放 射 線 照 射 業	-	
菓 子 製 造 業	5	5
ア イ ス ク リ ー ム 類 製 造 業	1	1
乳 製 品 製 造 業	-	
清 涼 飲 料 水 製 造 業	1	1
食 肉 製 品 製 造 業	-	
水 産 製 品 製 造 業	6	6
氷 雪 製 造 業	-	
液 卵 製 造 業	-	
食 用 油 脂 製 造 業	-	
み そ 又 は し ょ う ゆ 製 造 業	2	2
酒 類 製 造 業	-	
豆 腐 製 造 業	-	
納 豆 製 造 業	-	
麵 類 製 造 業	-	
そ う ざ い 製 造 業	1	1
複 合 型 そ う ざ い 製 造 業	-	
冷 凍 食 品 製 造 業	-	
複 合 型 冷 凍 食 品 製 造 業	-	
漬 物 製 造 業	-	
密 封 包 装 食 品 製 造 業	-	
食 品 の 小 分 け 業	2	2
添 加 物 製 造 業	-	

ウ 改正食品衛生法に基づく届出を要する施設数

(令和4年3月31日現在)

区 分		総 数	江 田 島 市
計		247	247
旧許可業種で あった営業	魚介類販売業(包装済みの魚介類のみの販売)	24	24
	食肉販売業(包装済みの食肉のみの販売)	27	27
	乳類販売業	38	38
	氷雪販売業	1	1
	コップ式自動販売機 (自動洗浄・屋内設置)	3	3
販売業	弁当販売業	12	12
	野菜果物販売業	32	32
	米穀類販売業	26	26
	通信販売・訪問販売による販売業	-	-
	コンビニエンスストア	24	24
	百貨店、総合スーパー	4	4
	自動販売機による販売業(コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)を除く。)	4	4
その他の食料・飲料販売業	37	37	
製造・加工業	添加物製造・加工業(法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。)	-	-
	いわゆる健康食品の製造・加工業	-	-
	コーヒー製造・加工業(飲料の製造を除く。)	-	-
	農産保存食料品製造・加工業	1	1
	調味料製造・加工業	1	1
	糖類製造・加工業	-	-
	精穀・製粉業	-	-
	製茶業	1	1
	海藻製造・加工業	2	2
	卵選別包装業	-	-
その他の食料品製造・加工業	2	2	
お上法正記 の第68条 を以て第 準用され るもの を含む。)	行商	-	-
	集団給食施設	8	8
	器具、容器包装の製造・加工業(合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。)	-	-
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	-	-
その他	-	-	

エ 旧食品関係条例対象施設数

(令和4年3月31日現在)

区 分	総 数	江 田 島 市
計	121	121
加工水産物販売業	35	35
加工水産物製造業	17	17
魚介類等行商業	9	9
かき作業場	一類	48
	二類	12

(2) 食品衛生監視指導計画及び実施状況

(令和3年度)

年間立入 目標回数	対象業種	対象要件※	施設数	年間立入 目標回数	年間立入 件数
4回	食品製造業	広域流通食品	22	88	591
		大量製造食品			
		危険度の高い食品(レトルト食品等)			
		乳児, 高齢者等の喫食が多い食品(牛乳等)			
	飲食店営業	大量調理施設	2	8	
集団給食	大量調理施設	3	12		
3回	食品製造業	県特産品(かき作業場)	68	204	
		規格基準のある食品(魚肉練り製品, 清涼飲料水等)	9	27	
2回	食品製造業	日配食品(めん類, 豆腐, 納豆等)	18	36	
	飲食店営業	仕出し弁当, 旅館(大量調理施設以外)	44	88	
1回	食品製造業	上記以外の製造業	100	100	
	集団給食	学校, 病院, 社会福祉施設(大量調理施設以外)	21	21	
	食品販売業	食肉, 魚介類	192	192	
	その他	その他(前年度食中毒の原因となった施設 (年間立入目標回数2回以上の施設を除く))	-	-	
1回/2年	上記以外	飲食店営業(一般食堂, その他)	167	84	
1回/3年	上記以外	加工水産物販売	73	22	
1回/4年	上記以外	喫茶1類, 3類	4	1	
1回/5年	上記以外	氷雪販売, 喫茶2類, 行商, 上記以外の許可外販売	250	50	
随時	器具又は容器包装製造施設		-	-	
合 計			973	932	591

※ 対象要件については, 必要に応じ各所で記載

(3)食品衛生監視指導状況

ア 旧食品衛生法に基づく許可を要する施設に対する監視指導状況

(令和3年度)

区 分		施設数	監視指導延施設数	行政処分件数
計		442	247	-
飲食店営業	一般食堂・レストラン等	99	76	-
	仕出し・弁当	40	31	-
	旅館	6	2	-
	その他	68	31	-
菓子（パンを含む）製造業		24	21	-
乳 処 理 業		-	-	-
特別牛乳搾取処理業		-	-	-
乳 製 品 製 造 業		-	-	-
集 乳 業		-	-	-
魚 介 類 販 売 業		85	31	-
魚 介 類 競 り 売 り 営 業		-	-	-
魚 肉 練 り 製 品 製 造 業		1	-	-
食品の冷凍または冷蔵業		12	11	-
缶詰又は瓶詰食品製造業 (上記および食下記以外)		1	-	-
喫 茶 店 営 業		18	5	-
あ ん 類 製 造 業		-	-	-
アイスクリーム類製造業		2	1	-
食 肉 処 理 業		1	-	-
食 肉 販 売 業		49	16	-
食 肉 製 品 製 造 業		-	-	-
乳 酸 菌 飲 料 製 造 業		-	-	-
食 用 油 脂 製 造 業		4	-	-
マーガリン又はショートニング製造業		-	-	-
み そ 製 造 業		3	1	-
し ょ う 油 製 造 業		6	7	-
ソ ー ス 類 製 造 業		-	-	-
酒 類 製 造 業		2	2	-
豆 腐 製 造 業		1	3	-
納 豆 製 造 業		-	-	-
め ん 類 製 造 業		3	4	-
総 菜 製 造 業		14	3	-
添加物（法第13条第1項の規定により 規格が定められたものに限る）製造業		-	-	-
食 品 の 放 射 線 照 射 業		-	-	-
清 涼 飲 料 水 製 造 業		1	2	-
氷 雪 製 造 業		2	-	-

(注)施設数は、令和3年3月31日現在である。

イ 改正食品衛生法に基づく許可を要する施設に対する監視指導状況

(令和3年度)

区 分	施設数	監視指導延施設数	行政処分件数
計	-	24	-
飲 食 店 営 業		6	-
調理機能を有する自動販売機		-	-
食 肉 販 売 業		4	-
魚 介 類 販 売 業		6	-
魚 介 類 競 り 売 り 営 業		-	-
集 乳 業		-	-
乳 処 理 業		-	-
特 別 牛 乳 搾 取 処 理 業		-	-
食 肉 処 理 業		-	-
食 品 の 放 射 線 照 射 業		-	-
菓 子 製 造 業		1	-
アイスクリーム類製造業		-	-
乳 製 品 製 造 業		-	-
清 涼 飲 料 水 製 造 業		1	-
食 肉 製 品 製 造 業		-	-
水 産 製 品 製 造 業		5	-
氷 雪 製 造 業		-	-
液 卵 製 造 業		-	-
食 用 油 脂 製 造 業		-	-
みそ又はしょうゆ製造業		-	-
酒 類 製 造 業		-	-
豆 腐 製 造 業		-	-
納 豆 製 造 業		-	-
麵 類 製 造 業		-	-
そ う ざ い 製 造 業		-	-
複 合 型 そ う ざ い 製 造 業		-	-
冷 凍 食 品 製 造 業		-	-
複 合 型 冷 凍 食 品 製 造 業		-	-
漬 物 製 造 業		-	-
密 封 包 装 食 品 製 造 業		-	-
食 品 の 小 分 け 業		1	-
添 加 物 製 造 業		-	-

ウ 改正食品衛生法に基づく届出を要する施設に対する監視指導状況

(令和3年度)

区 分		施設数	監視指導延施設数	行政処分件数
計		-	151	-
旧許可業種であつた営業	魚介類販売業(包装済みの魚介類のみの販売)		1	-
	食肉販売業(包装済みの食肉のみの販売)		1	-
	乳 類 販 売 業		18	-
	氷 雪 販 売 業		-	-
	コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)		-	-
販売業	弁 当 販 売 業		30	-
	野 菜 果 物 販 売 業		37	-
	米 穀 類 販 売 業		5	-
	通信販売・訪問販売による販売業		-	-
	コンビニエンスストア		1	-
	百貨店、総合スーパー		6	-
	自動販売機による販売業(コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)を除く。)		3	-
	その他の食料・飲料販売業		38	-
製造・加工業	添加物製造・加工業(法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。)		-	-
	いわゆる健康食品の製造・加工業		-	-
	コーヒー製造・加工業(飲料の製造を除く。)		-	-
	農産保存食料品製造・加工業		-	-
	調味料製造・加工業		-	-
	糖 類 製 造 ・ 加 工 業		-	-
	精 穀 ・ 製 粉 業		-	-
	製 茶 業		-	-
	海 藻 製 造 ・ 加 工 業		-	-
	卵 選 別 包 装 業		-	-
	その他の食料品製造・加工業		-	-
条に上記以外のものを含む(改正法第88条)	行 商		-	-
	集 団 給 食 施 設		11	-
	器具、容器包装の製造・加工業(合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。)		-	-
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの		-	-
	そ の 他		-	-

エ 旧食品関係条例対象施設に対する監視指導状況

(令和3年度)

区 分	施設数	監視指導延施設数	行政処分件数
計	188	169	-
加工水産物販売業	73	36	-
加工水産物製造業	22	16	-
魚介類等行商業	10	-	-
かき作業場	一類	65	101
	二類	18	16

(注)施設数は、令和3年3月31日現在である。

(4) 食品収去検査状況

(令和3年度)

区 分		収去試験検体数	不良検体数	不良理由
総 数		121	-	
小 計		121	-	
魚 介 類		24	-	
冷凍食品	無 加 熱 摂 取 冷 凍 食 品	-	-	
	凍 結 直 前 に 加 熱 さ れ た 加 熱 後 摂 取 冷 凍 食 品	-	-	
	凍 結 直 前 未 加 熱 の 加 熱 後 摂 取 冷 凍 食 品	-	-	
	生 食 用 冷 凍 鮮 魚 介 類	-	-	
魚 介 類 加 工 品 (か ん 詰 ・ び ん 詰 を 除 く)		-	-	
肉 卵 類 及 び そ の 加 工 品 (か ん 詰 ・ び ん 詰 を 除 く)		2	-	
乳 製 品		-	-	
乳 類 加 工 品 (ア イ ス ク リ ー ム 類 を 除 き , マ ー ガ リ ン を 含 む)		-	-	
ア イ ス ク リ ー ム 類 ・ 氷 菓		-	-	
穀 類 及 び そ の 加 工 品 (か ん 詰 ・ び ん 詰 を 除 く)		10	-	
野 菜 類 ・ 果 物 及 び そ の 加 工 品 (か ん 詰 ・ び ん 詰 を 除 く)		75	-	
菓 子 類		10	-	
清 涼 飲 料 水		-	-	
酒 精 飲 料		-	-	
水 膏		-	-	
水		-	-	
か ん 詰 ・ び ん 詰 食 品		-	-	
そ の 他 の 食 品		-	-	
添 加 物 及 び そ の 製 剤		-	-	
器 具 及 び 容 器 包 装		-	-	
お も ち や		-	-	
洗 淨 剤		-	-	
乳	小 計	-	-	
	生 乳	-	-	
	牛 乳	-	-	
	低 脂 肪 牛 乳	-	-	
	加 工 乳	-	-	
	そ の 他 の 乳	-	-	

(5) 集団食中毒発生状況

(令和3年度)

No	発 生 年 月 日	発 生 場 所	喫 食 者 数	有 症 者 数	死 者 数	原 因 食 品	病 因 物 質	原 因 施 設	喫 食 場 所	事 件 の 概 要
1										
2			該当なし							
3										
4										
5										

(注) 集団食中毒: 有症者数が6名以上の食中毒

生活衛生対策

狂犬病予防業務の状況

(令和3年度)

区 分	総 数	江 田 島 市
登 録 頭 数	821	821
	(46)	(46)
予 防 注 射 頭 数	571	571

(注) 登録は、平成7年度から生涯1回実施。下段()内は、新規登録頭数である。

薬事対策

(1) 薬事監視指導状況

(令和3年度)

区分	施設数			立入検査件数	監視指導率 (%)	
	総数	江田島市	呉市			
計	106	103	3	61	57.5	
薬局	11	11		14	127.3	
（うち健康サポート薬局）	(1)	(1)		(1)	(100.0)	
地域連携薬局	11	1	10	1	9.1	
専門医療機関連携薬局	-				-	
薬局製造販売業（薬局製造業）	-				-	
医薬品販売業	小計	12	12	10	83.3	
	店舗販売業	6	6	5	83.3	
	卸売販売業	-				-
	薬種商販売業	-				-
	特別販売業	6	6	5	83.3	
	駅構内売店	-				-
高度販売業	8	8		12	150.0	
管理医療機器販売業・貸与業	72	72		22	30.6	
再生医療等製品販売業	3		3	3	100.0	

(注) 施設数は、令和4年3月31日現在である。

(2) 毒劇物監視指導状況

(令和3年度)

区分	施設数		立入検査件数	監視指導率 (%)	
	総数	江田島市			
計	16	16	24	150.0	
製造業	1	1	2	200.0	
輸入業	-			-	
販売業	小計	15	15	22	146.7
	一般	3	3	9	300.0
	農薬用品目	11	11	11	100.0
	特定品目	1	1	2	200.0
業務上取扱者	小計	-	-	-	-
	電気めっき事業	-			-
	金属熱処理事業	-			-
	毒物劇物運送事業	-			-
	しろあり防除事業	-			-

(注) 施設数は、令和4年3月31日現在である。

(3)麻薬・覚醒剤立入検査状況


(令和3年度)

区分	施設数等			立入検査件数	監視指導率 (%)	
	総数	江田島市	呉市			
計	1,528	107	1,421	372	24.3	
麻薬	小計	299	19	280	124	41.5
	家庭麻薬製造業者	-				-
	卸売業者	4		4	8	200.0
	小売業者	138	9	129	91	65.9
	病院	26	4	22	8	30.8
	一般診療所	109	6	103	11	10.1
	歯科診療所	-				-
	飼育動物診療施設	18		18	3	16.7
	研究者	4		4	3	75.0
大麻	研究者	-				-
向精神薬	小計	621	44	577	123	19.8
	卸売業者	-				-
	免許みなし卸売販売業者	22		22	9	40.9
	免許みなし薬局	150	10	140	91	60.7
	小売業者	-				-
	病院	30	4	26	8	26.7
	一般診療所	245	18	227	11	4.5
	歯科診療所	150	10	140	-	-
	飼育動物診療施設	23	2	21	3	13.0
	試験研究施設	1		1	1	100.0
覚醒剤	小計	3	-	3	2	66.7
	施用機関	1		1	-	-
	研究者	2		2	2	100.0
覚醒剤原料	小計	605	44	561	123	20.3
	取扱者	5		5	9	180.0
	薬局	150	10	140	91	60.7
	病院・診療所	425	32	393	19	4.5
	飼育動物診療施設	23	2	21	3	13.0
	研究者	2		2	1	50.0

(注1) 施設数は、令和3年12月31日現在である。

(注2) 研究者にあつては、人員数である。

(注3) 「免許みなし卸売販売業者」とは、医薬品の卸売販売業の許可を受けた者であつて、向精神薬卸売業者の免許を受けた者とみなされた者のことである。
「免許みなし薬局」とは、薬局開設の許可を受けた者であつて、向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者の免許を受けた者とみなされた者のことである。



「ダメ。ゼッタイ。」普及運動

今日、薬物乱用問題は全世界的な広がりを見せ、人間の生命はもとより、あらゆる社会組織や国の安定を脅かすなど、人類が抱える最も深刻な社会問題の一つとなっている。

国連では、地球規模で拡大する薬物乱用問題の解決に取り組むために、6月26日を「国際麻薬乱用撲滅デー」と定め、加盟国が一体となって薬物乱用の根絶を目指すこととなったところである。

本運動は、国内における薬物乱用防止活動において、官民一体となり、国民一人一人の薬物乱用問題に関する認識を高めるとともに、国連総会決議に基づき「6.26国際麻薬乱用撲滅デー」の周知を図ることにより、内外における薬物乱用防止に資することを目的として行う。

(4) 医薬品収去検査状況

(令和3年度)

区 分		収去検体件数	不 適 件 数	不 適 理 由
崩 壊 試 験				
定 量 試 験	ネオステグミンメチル硫酸塩	1	-	

(5) 献血状況

(令和3年度)

区 分		総 数	江 田 島 市
受 付 者 数		821	821
献 血 者	計	756	756
	2 0 0 m L	-	
	4 0 0 m L	756	756

(注) 献血ルームでの数値は含まない。



献血キャラクター

けんけつちゃん

環境保全対策

(1) 公害関係特定施設の状況

(令和4年3月31日現在)

区分	工場・事業者等数	施設数	届出等受理件数	立入検査延件数	改善命令等件数			
					行政指導	改善命令	一時停止	
ばい煙	計	24	68	5	(45) 5	-	-	-
	法による届出	24	68	5	(45) 5	-	-	-
	条例による届出	-	-	-	(-) -	-	-	-
VOC(揮発性有機化合物)	計	-	-	-	(-) -	-	-	-
	法による届出	-	-	-	(-) -	-	-	-
一般粉じん	計	18	64	5	(45) 10	-	-	-
	法による届出	10	34	3	(35) 5	-	-	-
	条例による届出	8	30	2	(10) 5	-	-	-
特定粉じん	計	2	-	1	(-) 2	-	-	-
	発生施設届出	-	-	-	(-) -	-	-	-
	排出等作業届出	2	/	1	(-) 2	-	-	-
水銀	計	1	1	-	(5) 5	-	-	-
	法による届出	1	1	-	(5) 5	-	-	-
ダイオキシン類	法による届出	1	1	-	(-) -	-	-	-
水質汚濁	計	125	/	11	14	-	-	-
	法による届出	112	/	11	14	-	-	-
	条例による届出	13	/	-	-	-	-	-
	法による許可	3	/	1	5	-	-	-

(注1)ばい煙、VOC、一般粉じん、特定粉じん及び水銀の立入検査の()内は、施設数に対するもの、下段は事業所・工場数に対するものである。

(注2)法による届出には、電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法に基づくものを含んでいる。

(注3)届出等受理件数から改善命令等件数までの件数は、令和3年度の状況である。

(2) 土壌汚染対策の状況

(令和4年3月31日現在)

区分	許可数 (総数)	新規(変更) 許可数	届出(申請)等 受理件数	立入検査 延件数	行政処分件数 (許可取消 改善命令等)	行政指導 件数	
							計
土壌汚染対策	汚染土壌処理業	1	-	-	5	-	-
	法による届出	/	/	14	2	-	-
	法による申請	/	/	-	-	/	/
	条例による報告	/	/	-	-	-	-

(注)新規(変更)許可数から改善命令等件数までの件数は、令和3年度の状況である。

(3) フロン排出抑制法 登録事業者登録状況

(令和4年3月31日現在)

区 分	登 録 数	新規登録数	立入検査延件数	改善命令等件数	
				行政指導	改善命令
第一種フロン類充填回収業事業者数	24	2	2	-	-

(注) 新規登録数から改善命令等件数は、令和3年度の状況である。

(4) 公害苦情事案の取扱状況

(令和3年度)

区 分	総 件 数	内 訳		事 案 別						内 訳	
		前年度から の繰越分	本年度 発生分	ばい煙 (カスを含む)	粉じん	水質汚濁	騒音振動	廃棄物	悪臭	その他	
計	1	-	1	-	-	-	-	2	-	-	
	(調査指導延件数)	(-)	(2)	(-)	(-)	(-)	(-)	(2)	(-)	(-)	
処 理 済	1	-	1	-	-	-	-	1	-	-	
翌年度へ繰越	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	

(注1) 処理済とは、加害行為又は被害の原因がなくなった等、翌年度へ解決等を繰り越した以外の場合である。

(注2) 他機関に指導等を移送した件数は含んでいない。

(注3) 水質汚濁には、水質汚染事故を含む。

(5) 水質事故事案の取扱状況

(令和3年度)

区 分	総 件 数	内 訳	
		現場調査	その他
対応件数	12	12	-

(注1) 実際に河川等公共用水域に流出しなかったものも含む。

(注2) その他の欄は、電話対応など、現場調査以外の対応件数である。

(6) 大気汚染測定項目(常設)一覧表

(令和4年3月31日現在)

項目	市 町	総 数	該 当 な し
硫 黄 酸 化 物		-	-
	うち簡易測定法	(-)	(-)
窒 素 酸 化 物		-	-
	うち簡易測定法	(-)	(-)
一 酸 化 炭 素		-	-
光 化 学 オ キ シ ダ ン ト		(-)	(-)
浮 遊 粒 子 状 物 質		(-)	(-)
微 小 粒 子 状 物 質		(-)	(-)
炭 化 水 素		(-)	(-)
降 下 ば い じ ん		(-)	(-)
浮 遊 粉 じ ん		(-)	(-)
風 風 向 速		(-)	(-)
温 湿 度 度		(-)	(-)
日 射 量		(-)	(-)

(注) 下段()内は、県有施設の再掲。

<光化学オキシダントに係る緊急時措置>

光化学オキシダントに係る緊急時発令状況

(令和3年度)

区 分		総件数	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月
情 報	明立小学校	1	-	-	1	-	-	-	-
	宮原小学校	-	-	-	-	-	-	-	-
注 意 報	明立小学校	-	-	-	-	-	-	-	-
	宮原小学校	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 区分の右欄は緊急時発令した地域名である。

緊急時発令基準及び措置

区分	発令基準	措 置
情 報	1時間値が0.10ppm以上	排出ガス量等を20%以上減少することについて協力を求める。等
注 意 報	1時間値が0.12ppm以上	排出ガス量等を20%以上減少するよう協力を要請する。等

(7) 環境調査の実施状況

(令和3年度調査分)

区 分		調 査 地 点	調 査 回 数
水 質 汚 濁	河 川 (湖 沼 を 含 む)		
大 気 汚 染	海 域		
	海 水 浴 場		
	地 下 水		
	環 境 ホ ル モ ン 調 査		
大 気 汚 染	有 害 大 気 汚 染 物 質 調 査		
	モ ニ タ リ ン グ 調 査		
	ア ス ベ ス ト モ ニ タ リ ン グ 調 査		
	酸 性 雨		
	そ の 他		
騒 音 調 査			
土 壌 汚 染			
ダ イ オ キ シ ン 類	大 気		
	水 質		
	底 質		
	土 壌		

廃棄物対策

(1) 一般廃棄物処理施設等立入検査状況

(令和4年3月31日現在)

区 分		総数	江田島市
し尿処理施設	施設数	-	-
	立入検査件数	-	-
ごみ処理施設	施設数	-	-
	立入検査件数	-	-
一般廃棄物処分場	施設数	-	-
	立入検査件数	-	-
公営下水道場	施設数	5	5
	立入検査件数	5	5
有害使用済機器場 保管等事業場	施設数	-	-
	立入検査件数	-	-
浄化槽保守点検業者	事業者数	3	3
	立入検査件数	2	2

(注)立入検査件数は、令和3年度の状況である。



(2) 産業廃棄物処理業許可等の状況

(令和4年3月31日現在)

区分	許可件数	うち優良認定	新規許可	更新許可	変更許可	変更届	うち全部廃止	失効	再交付	移 管	
										管轄内(増)	管轄外(減)
総 数 (a + b)	35	-	4	6	1	15	1	4	-	-	-
A 収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	27	-	3	5	1	11	-	3	-	-	-
+ うち積替え保管を含むもの('a)	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
B 処分業 (b ; b = c + d + e)	8	-	1	1	-	4	1	1	-	-	-
中間処理業(c)	6	-	1	1	-	4	1	1	-	-	-
中間処理・最終処分業(d)	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
最終処分業(e)	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
産業廃棄物 A											
小計 (a + b)	34	-	3	6	1	15	1	4	-	-	-
収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	26	-	2	5	1	11	-	3	-	-	-
うち積替え保管を含むもの('a)	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
処分業 (b ; b = c + d + e)	8	-	1	1	-	4	1	1	-	-	-
中間処理業(c)	6	-	1	1	-	4	1	1	-	-	-
中間処理・最終処分業(d)	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
最終処分業(e)	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特別管理産業廃棄物 B											
小計 (a + b)	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
うち積替え保管を含むもの('a)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
処分業 (b ; b = c + d + e)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中間処理業(c)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中間処理・最終処分業(d)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
最終処分業(e)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

- (記入要領) 1 複数の許可を持つ業者に対して、それぞれの許可について1件ずつ計上すること。
2 令和3年度末時点の所管業者の許可件数及び令和3年度に許可した各種許可件数等を記入すること。
3 令和3年度中に収集運搬業又は処分業の全部廃止を行ったものを「変更届『うち全部廃止』」欄に計上すること。
4 令和3年度中に許可の失効した許可業者については「失効」欄に計上すること。
5 令和3年度中に破損等により許可証を再交付した件数について「再交付」欄に計上すること。
6 令和3年度中に移管により管轄内へ入ったもの及び管轄外に出たものを「移管」欄に計上すること。

(3) 自動車リサイクル法 登録・許可状況

(令和4年3月31日現在)

区分	登録・許可業者数	新規登録・許可件数	更新許可件数	変更許可件数	届出受理件数	
					廃止	その他
引取業	1	-	-	-	-	-
フロン類回収業	1	-	-	-	-	-
解体業	-	-	-	-	-	-
破砕業	-	-	-	-	-	-
合計	2	-	-	-	-	-

(注1)登録・許可数は、事業者数である。

(注2)新規登録・許可件数から届出受理件数は、令和3年度の状況である。

(4) 産業廃棄物処理施設設置状況等

(令和4年3月31日現在)

区分	施設数			新規許可件数		変更許可件数		譲受け・借受け許可及び合併・分割認可件数		届出等受理件数				定期検査		
	事業者	処分量	うち回収	事業者	処分量	事業者	処分量	事業者	処分量	廃止		その他		事業者	処分量	
										事業者	処分量	事業者	処分量			
施設数合計	16	1	15	-	-	1	-	-	-	-	-	2	-	-	-	3
中間処理施設数	小計	13	1	12	-	-	1	-	-	-	-	2	-	-	-	1
	汚泥	脱水	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
		乾燥	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		天日乾燥	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		焼却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	廃油	油水分離	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		焼却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	廃酸・廃アルカリ	中和	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	廃プラスチック類	破砕	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		焼却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	木くず・がれき類	破砕	11	-	11	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-
		焼却	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
最終処分場施設数	小計	3	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
	安定型	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	管理型	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
PCB廃棄物保管事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	-	-	-
産業廃棄物事業場外保管届	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注1)施設の種類の重複するものについては、主たる用途により区分した。

(注2)新規・変更許可件数、譲受け・借受け許可及び合併・分割認可件数、届出等受理件数並びに定期検査は、令和3年度の状況である。

(注3)PCB廃棄物保管事業所に係る届出等受理件数は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書」の受理件数である。

(注4)2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業者に係る件数は、処理施設(処分量)を有しない場合も認定等の件数を計上するものとし、施設数の欄は、認定に含まれる産業廃棄物の処分量の数を計上する。

(5) 産業廃棄物関係立入指導等状況

(令和3年度)

事業番号	事業名	調査件数等				指導件数						指導内容		
		実施事業所数	調査等延べ件数 うち中間処理施設	うち埋立処分場	分析検体数	命令	警告	勧告	通知等	報告徴収	法定指導	指導事項数	指導事項数のうち改善された件数	指導事項数のうち指導中の件数
1	有害物質排出事業所立入検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	公害防止協定事業所立入検査	2	6	-	15	-	-	-	-	-	-	-	-	
3	産業廃棄物処理業立入検査	9	10	7	4	-	-	-	-	1	1	1	-	
4	産業廃棄物埋立処分場立入検査	事業者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		処理業者	3	7	-	7	12	-	-	-	-	-	-	
5	建設業立入検査	18	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
6	県外産廃事前協議確認立入検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
7	医療廃棄物排出事業所立入検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
8	PCB廃棄物保管事業所立入検査	2	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
9	焼却施設立入検査	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-		
10	産業廃棄物運搬車両検査(回数・台数)	1回	10台	/	/	-	-	-	-	1	-	-		
11	不法投棄等監視ランドパトロール(回数・件数)	1回	5件	/	/	-	-	-	-	-	-	-		
12	不法投棄等監視スカイパトロール(回数・件数)	1回	4件	/	/	-	-	-	-	-	-	-		
13	不法投棄等監視シーパトロール(回数・件数)	2回	3件	/	/	-	-	-	-	-	-	-		
14	スライム・ドロップの740-7upp 調査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
15	産業廃棄物に係る事業処理立入検査	事業者	3	6	-	-	-	-	-	-	-	-		
		処理業者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
16	産業廃棄物処理施設定期検査立入	3	3	1	2	-	-	-	-	-	-	-		
17	産業廃棄物処理施設使用前検査立入	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-		
18	産業廃棄物事業場外保管事業所立入	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
19	その他事業所立入検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
20	自動車リサイクル法関係立入検査	登録業者	-	/	/	-	-	-	-	-	-	-		
		許可業者	-	/	/	-	-	-	-	-	-	-		
合計		47	80	10	13	27	-	-	-	2	1	1		

産業廃棄物事業等による立入件数 6件

(記入要領)

- 1 事業ごとの調査件数は、該当するもの全てに計上すること。例えば、産廃処理業に立入り、県外産廃事前協議確認立入りも行えば、各欄に1件ずつ計上すること。
- 2 産業廃棄物埋立処分場立入検査は、浸出水や廃棄物の分析を実施したものを計上し、サンプリングを行わない処分場への立入検査は、産廃処理業立入検査等に計上すること。
- 3 調査等延べ件数は、事後確認、再指導を含めた立入り数を記入し、その内、中間処理施設と埋立処分場に係るものについては、内数として該当欄に記入すること。
- 4 許可(変更許可)申請指導件数には、未所相該件数(申請書提出日も含む。)を計上することとし、変更届に係るものも含むこと。
- 5 産業廃棄物事業等による立入件数は、事業等の精決までの一連の立入件数を計上すること。事業番号1~19と事業等による立入が重複する場合は、両方に計上すること。

(6) 産業廃棄物に係る協議等

【県外産業廃棄物に係る事前協議等】

(令和3年度)

種類	協議件数	承認件数	搬出元都道府県数	搬出元都道府県名	協議された廃棄物の種類名	県外産業廃棄物の処分業者名	不承認件数	不承認とした理由	
中間処理	産廃	3	3	1	山口県	廃プラスチック類, 金属くず, がれき類	博栄興産(株), (有)栄晃, (株)フルサワ	-	
	特管	-	-	-					
	計	3	3	1		計 3種類		-	
最終処分	産廃								
	特管								
	計					計 種類		-	

(記入要領) 1 令和3年4月1日～令和4年3月31日の間に処理した件数について記入すること。

2 県外産廃の処分業者名については、承認に係る処分業者名を全て記入すること。

3 不承認とした場合は、その理由を記入すること。

【不法投棄等防止連絡協議会の開催状況】

開催年月日	主催者	開催場所	出席機関	参加人数	協議内容
令和3年8月26日	西部厚生環境事務所呉支所	書面送付により開催	広島海上保安部, 呉海上保安部, 呉警察署, 江田島警察署, 広警察署, 呉市, 江田島市, 西部総務事務所呉支所, 西部農林水産事務所呉農林事業所, 西部建設事務所, 西部建設事務所呉支所, 広島港湾振興事務所	-	<ul style="list-style-type: none"> 県内の不法投棄等の状況 呉地区の主な不法投棄等の状況 不法投棄監視強化対策事業 呉地区の不法投棄対策等の取組 廃棄物の不法投棄・野焼きなど廃棄物不適正処理の事例

その他の資料

管内の保健・医療・福祉関係の主要団体等一覧

(令和4年4月1日現在)

区分	名 称	〒	住 所	TEL	団 体 の 種 類 等
連携のたのめ団体	呉地域保健対策協議会	737-0811	呉市西中央一丁目3-25 西部保健所呉支所	0823-22-5400	地域保健対策協議会
	呉市地域保健対策協議会	737-8501	呉市中央四丁目1-6 呉市福祉保健課	0823-25-3103	
	江田島市地域保健対策協議会	737-2297	江田島市大柿町大原505 江田島市保健医療課	0823-43-1639	
	江田島市健康づくり推進協議会	737-2297	江田島市大柿町大原505 江田島市保健医療課	0823-43-1639	健康づくり推進協議会
	江田島市献血推進協議会	737-2297	江田島市大柿町大原505 江田島市保健医療課	0823-43-1639	献血推進協議会
	呉市民生委員児童委員協議会	737-8501	呉市中央四丁目1-6 呉市福祉保健課	0823-25-3103	民生委員児童委員協議会
	江田島市民生委員児童委員協議会	737-2295	江田島市大柿町大原505 江田島市社会福祉課	0823-43-1638	
	呉市社会福祉協議会	737-0051	呉市中央五丁目12-21 呉市福祉会館	0823-25-3509	社会福祉協議会
江田島市社会福祉協議会	737-2302	江田島市能美町鹿川2060	0823-40-2501		
区分	名 称	〒	住 所	TEL	団 体 の 種 類 等
職能団体	呉市医師会	737-0056	呉市朝日町15-24 呉市医師会館	0823-22-2326	医師会
	安芸地区医師会	736-0043	安芸郡海田町栄町5-13 安芸地区医師会館	082-823-4931	
	佐伯地区医師会	738-0015	廿日市市本町5-1 廿日市商工保健会館	0829-20-0030	
	呉市歯科医師会	737-0041	呉市和庄一丁目2-13 すこやかセンターくれ	0823-25-4441	歯科医師会
	安芸歯科医師会	732-0057	広島市東区二葉の里三丁目2-4 広島県歯科医師会館	082-261-1707	
	呉市薬剤師会	737-0046	呉市中通一丁目4-2	0823-21-4695	薬剤師会
	竹原薬剤師会	739-2402	東広島市安芸津町三津4424	0846-45-2100	
	広島県看護協会 呉支部	737-0141	呉市広大新開二丁目3-3	0823-73-6522	看護協会
	広島県栄養士会 芸予支部		個人宅につき掲載省略		栄養士会
	江田島市地域活動栄養士会		個人宅につき掲載省略		
	広島県歯科衛生士会	732-0057	広島市東区二葉の里三丁目2-4 広島県歯科医師会館	082-264-8864	歯科衛生士会
	広島県獣医師会 安芸支部	739-0323	広島市安芸区中野東四丁目7-39 くらかわ動物病院内	082-577-5011	獣医師会
自主組織	江田島市食品衛生協会	737-2301	江田島市能美町中町4859-9	0823-43-1177	食品衛生協会
	呉市食生活改善連絡協議会	737-0041	呉市和庄一丁目2-13 呉市保健所 地域保健課	0823-25-3540	食生活改善推進協議会
	江田島市食生活改善推進員協議会	737-2297	江田島市大柿町大原505 江田島市 保健医療課	0823-43-1639	
	呉市公衆衛生推進協議会	737-8501	呉市中央四丁目1-6 呉市地域協働課	0823-25-3221	公衆衛生推進協議会
	江田島市公衆衛生推進協議会	737-2297	江田島市大柿町大原505 江田島市地域支援課	0823-43-1637	
	あおぞら家族会 (江田島市精神障害者家族会)	737-2213	江田島市大柿町大原字浜之内700 自立支援センターあおぞら	0823-40-3501	精神障害者家族会
薬物乱用防止指導員呉地区協議会	737-0811	呉市西中央一丁目3-25 広島県西部保健所呉支所	0823-22-5400	薬物乱用防止指導員地区協議会	



当事業概要についてのお問合わせ先
広島県西部厚生環境事務所呉支所
広島県西部保健所呉支所
厚生保健課，衛生環境課

住所 〒737-0811 呉市西中央一丁目3-25
電話 (0823)22-5400(代表)



